

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	令和3年 9月22日 (水)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時20分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	濱本委員長、酒井副委員長、松田・中村（岩雄）・高木・ 佐々木各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、選挙管理委員会事務局長 ほか関係理事者 (消防長、会計管理者、監査委員事務局長 欠席)		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、中村岩雄委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたい旨の申出がありますので、説明を受けるため暫時休憩いたします。

休憩 午後1時01分

再開 午後1時04分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「令和2年度における小樽市職員倫理条例の運用状況について」

○（総務）浅井主幹

小樽市職員倫理条例第24条の規定に基づきまして、令和2年度における同条例の運用状況について御報告いたします。

資料を御覧ください。

初めに、「1 公益通報」につきましては、職員倫理条例第14条の規定に基づく市職員からの通報であります。令和2年度は1件ございました。

通報の概要につきましては、当時、葬斎場においては新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになった方の御遺族については、感染防止の観点から収骨や控室の使用など、葬斎場の利用を御遠慮いただくという取扱いをしていたところ、お亡くなりになった方との接触状況などを一切考慮せず、また、厚生労働省からも遺族が収骨を行うことは問題ないとの指針が既に示されているにもかかわらず、その遺族というだけの理由で一律に葬斎場の利用を禁止することは憲法に定める法の下での平等の原則に反し、違法であるとの通報でありました。

これを受け、小樽市コンプライアンス委員会で検討した結果、小樽市においては令和2年6月以降、クラスターが頻発して新規陽性者数が増加しており、小樽市自体が様々な対応に追われていたこと、厚生労働省及び経済産業省が同年7月に定めた火葬等に関するガイドラインの趣旨が収骨等を一律に行える、一律に行えないとはせず、火葬を行う各自治体、葬斎場の実情に応じた対応を想定していることからすると、ガイドラインが定められた後も同様の対応を続けていたことは、ガイドラインに反するものとは言えないし、現時点においても不合理な差別的取扱いということとはできないとして、調査の必要はないという判断となりました。

ただし、例えば今後、感染の可能性の高い遺族と低い遺族を区別する簡便な方法があるにもかかわらず、それを採用せずに一律の対応をするのであれば、不合理な差別的取扱いとなる可能性があるため、今後、早期に取扱いの運用を検討すべきであるとの見解がコンプライアンス委員会から示されたところであります。

その後、既に御存じのことと思いますが、本年9月1日から御遺族が希望する場合は、一般の方の火葬が終了した後、収骨を可能とし、一般の方の火葬と同様に施設を利用できることとなったところであります。

次に、「2 不当要求行為等」につきましては、職員倫理条例第12条に定めるものでありますが、令和2年度においては4件ございました。

これについては、内容を公表することで暴言等を発した相手方を刺激する可能性もありますので、件数のみの記載としております。

最後に、「3 職員研修」につきましては、職員倫理条例第6条に規定されているものですが、令和2年度は合計で41件の研修を実施し、延べ429名が受講しております。そのうち、コンプライアンス公務員倫理及び地方公務員法に関する研修につきましては、4件実施し、延べ97名が受講しております。

○委員長

「旧天神小学校の跡利用について」

○（総務）企画政策室津川主幹

旧天神小学校の跡利用について御報告いたします。

平成30年3月に閉校した天神小学校につきましては、市では、学校跡利用の基本的な考え方に基づき、公共施設としての利活用について検討を進め、清掃事業所事務所及び車庫並びに事業内職業訓練センターの移転先とする案を跡利用の方針としたいと考えております。

移転の経緯としましては、清掃事業所は天神2丁目5番18号に事務所、同8番1号の車庫を使用して業務を行っておりますが、車庫について、北海道新幹線新小樽（仮称）駅、駅前広場整備計画区域内及び、駅周辺駐車場整備計画区域内に立地しているため、各整備事業実施前に移転する必要が生じました。業務遂行上、事務所と車庫が近接している必要があることから、事務所及び車庫の移転先について数か所の候補地を検討した結果、業務効率などから旧天神小学校を移転候補地としたものです。

また、小樽市事業内職業訓練センターにつきましては、令和4年度から高等看護学院が旧小樽商業高校へ移転する予定であり、現在の旧堺小学校の約7割の面積に当たる2階と3階が未使用となることから、施設管理の効率性の観点から、塗装・配管・大工等の実技研修を実施するスペースを確保できる旧天神小学校校舎へ移転することとしたものです。

なお、シルバー人材センターにつきましては、現在、移転先を検討中と聞いております。

今後のスケジュールとしましては、令和3年11月に地域住民への説明会を開催し、そこでの御意見等を受けて12月に跡利用方針を決定する予定であります。その後、令和4年度に校舎改修、5年度に移転を予定しております。

○委員長

「北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫への対応状況について」

○（総務）企画政策室布主幹

北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫への対応状況につきまして御報告いたします。

資料を御覧ください。

昨年9月、所有者である北海製罐株式会社より、同倉庫の年度内解体の意向が示され、10月に同社より1年の猶予をいただき、今秋に第3倉庫の今後について、市としての考え方を回答する予定ですが、現時点の市の考えとして解体を回避するため、土地・建物の譲渡を受け、当面市で保有する方向で検討していることを御報告します。

その「背景・視点」につきましては、一つ目として、第3倉庫が位置する北運河地区において、新しい観光拠点づくりを進める市長公約。二つ目として、北運河地区での観光資源の磨き上げと発掘及び回遊性を高める取組を行う総合計画での位置づけ。三つ目として、第3倉庫がこのたびの日本遺産候補地域の構成文化財の一つとされたこと。四つ目として、当面の間、市が土地・建物を所有するという第3倉庫活用ミーティング中間報告での提言。五つ目として、保全を求める市民、団体からの声。本年4月から7月にかけて実施いたしましたガバメント・クラウドファンディングにおいて、目標額536万円を大きく上回る164件、1,145万3,000円の御寄附を頂いていることなどです。

市としましては、歴史的町並みの保全という観点で、運河と一体となった景観は残していかなければならないということ。また、北運河地区の回遊性の向上は今後の観光戦略として重要であること。さらに第3倉庫活用ミーテ

キングが実施をした劣化度調査の結果において、建物のコンクリート及び鉄筋の健全性が担保されている結果が得られているといったこと。これらを理由に、市の考えとして解体を回避するため、土地・建物の譲渡を受け、当面、市で保有する方向で検討しております。

○委員長

「小樽市総合防災訓練の概要について」

○（総務）災害対策室進藤主幹

私からは、先日行いました令和3年度小樽市総合防災訓練の概要について御報告いたします。

資料を御覧ください。

この訓練は、大規模災害における本市と各関係機関の相互協力体制の強化や、災害対策技術の向上などを目的に毎年実施しているものであります。

本年度の訓練日時は、令和3年9月1日水曜日、13時20分から16時まで。場所は、災害対策本部訓練を消防庁舎6階講堂、実動訓練を勝納ふ頭2番で行いました。

今年度の訓練の特色ですが、これまでは防災委員である各関係機関の災害要求対策に係る実動訓練を本部長や関係機関職員が現地で参観する形式でしたが、今回、訓練の場所を二つに分け、従前からの実動訓練に合わせて同時並行で災害対策本部運営訓練を初めて行いました。

訓練の流れについてですが、災害の想定として令和3年9月1日、10時50分に、北海道留萌沖を震源地とする地震が発生し、本市では震度6強の観測があり、さらに11時13分に津波が到着したとの設定で、まず前半の訓練は、庁内外の被災状況の把握や、各災害対策部の対応状況の報告を主眼として本部会議訓練を実施いたしました。

次に、後半の訓練は、消防本部が天狗山に設置している望遠カメラ等の映像を用いて、勝納ふ頭で行っている土砂災害の復旧作業や、けが人の救助と搬送、応急給水など9種類の実動訓練の全体を対策本部で見ながら、これらの訓練と連動して対策本部において判断、指示を行う本部運営訓練を実施いたしました。

訓練終了後、参加された各関係機関の連絡調整員との意見交換を行いました。訓練を振り返っての主な感想としては、多くの方から、現場の実動訓練と災害対策本部訓練を連動させ同時進行する取組は有意義だったと一定の評価をいただいた一方で、関係機関の連絡調整員が市に情報提供をする担当窓口は一本化することが望ましいことや、今回行った発災後3時間から6時間の時間帯以外にも、発災から2日後、3日後の状況を想定した訓練も必要ではないかなどの御意見をいただいたところです。

今後は、これらの課題の解消を図りながら、様々な状況を想定した訓練に取り組みまして、災害対応力の向上を図ってまいります。

○委員長

「小樽市避難所運営マニュアル改訂案について」

○（総務）災害対策室瀬川主幹

私からは、小樽市避難所運営マニュアル改訂案について御報告させていただきます。

それでは、資料を御覧ください。

このたびの避難所運営マニュアルの改訂の概要についてですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、避難所の感染症対策などの新たな対応について、実際の避難所を運営する職員等に把握していただくために、一部改訂を行うものです。

次に、これまでの経緯についてですが、本市の避難所運営マニュアルは、既に平成30年3月に作成しておりますが、昨年4月の避難所における新型コロナウイルス感染症への対応についてなどの国からの通知や、北海道版避難所マニュアルの改正を受けまして、昨年9月、感染症対策に特化した別冊のマニュアル暫定版を追加で作成したところでございます。

その後、施設管理者との協議、庁内職員からの意見照会などを経て、今回の改訂では本マニュアルに新たな章を設けて追記する形としております。

次に、前段で少し触れましたが、改訂案の主な変更点としましては、まず、これまでの暫定版の時点修正等を行い、感染症対策を新たな章として設けることとしました。

次に、参考資料①、②は、各小・中学校における個別の運用となりますので、参考資料①として、避難所において配慮を要する方々が利用可能な部屋の例示、また参考資料②として、学校の体育館における感染症を意識して隔離を取った場合の避難スペースの設置例を学校別に作成しましたので、各小・中学校に備え付ける本マニュアルには添付をしたいと考えております。

なお、今回の報告では、ある学校のレイアウトを一例として示させていただきましたので、御参照願えればと思います。

その他の変更点は、避難所の開設・運営として、1人当たりの居住スペースを2平方メートルから4平方メートルにするなど、居住スペースに関することや、冬期間における寒さ対策、避難所外避難者に対する対応などについて追記しております。また、避難所を運営するための避難所運営委員会と各班の役割としましては、各班の業務の見直しを行い、必要な業務の追記や、食料班、衛生班の役割内容を新たに追記するなどの変更をしております。

○委員長

「公共施設長寿命化計画における生涯学習プラザの移転について」

○（財政）中津川主幹

公共施設長寿命化計画における生涯学習プラザの移転について御報告いたします。

生涯学習プラザは勤労女性センター内の放課後児童クラブと総合福祉センター内のとみおか児童館の移転先として、公共施設長寿命化計画に位置づけておりましたが、8月20日開催の公共施設等マネジメント検討委員会において、令和5年度から放課後児童クラブを稲穂小学校へ移転し、とみおか児童館を当面、現施設で維持することで計画変更の決定を行いました。この計画変更に伴い、生涯学習プラザは現在の場所で引き続き利用が可能となるため、現施設を維持することといたしましたので御報告いたします。

なお、計画内容の変更につきましては、後日、施設利用者と関係者に対する説明会を実施する予定でおります。

○委員長

「忍路地区小・中学校の今後の対応について」

○（教育）主幹

忍路地区小・中学校の今後の対応について御報告いたします。

資料の「1 地域説明会（書面開催）の開催結果について」ですが、（1）地域説明会で示した教育委員会の考え方は、忍路地区の小・中学校は児童・生徒数の減少による今後の教職員配置の減など、教育環境の低下が懸念されるため、両校の保護者説明会や学校評議員の皆様の御意見を踏まえ、両校の今後の教育環境を改善するため、令和4年度に小学校と中学校を同じ校舎に設置する小中併置校とし、小中併置のメリットを生かした特色ある学校づくりを行うというものです。

（2）意見募集の結果についてですが、資料を地域住民、両校の保護者等、合計約680世帯に配布し、受付期間である令和3年6月3日から6月28日に寄せられた意見は16件で、内訳は、賛成の記載ありが12件、賛否の記載のない意見が4件、反対の記載がある意見はございませんでした。

意見の内容の主なものですが、「小中併置校とすることに賛成、地域の学校を存続してほしい」、「規模の大きな学校に馴染めない子を受け入れ、小規模のメリットを生かした教育、他地域の児童生徒との交流機会を持つ、地域に根ざしたふるさと教育を行ってほしい」、「併置校に向けた検討・準備を進めることや、施設面ではトイレの洋式化を望む意見」などでした。

なお、意見の詳細につきましては、先々月になりますが、委員の皆様にも資料をお配りさせていただいたところ
です。

(3) 今後の方針ですが、小中併置校とする考え方に反対の意見がなかったことから、併置への理解をいただいた
ものと判断し、今後は併置に向けて施設整備や、併置のメリットを生かした特色ある学校づくりを進めてまいり
ます。

なお、結果については地域保護者へ書面にて報告を行っております。

「2 併置校の概要(案)」ですが、忍路中学校を忍路中央小学校に移転、両校を存続して一つの校舎に設置する
ものです。

実施時期は令和4年4月1日。位置は、現在の忍路中央小学校です。教職員配置ですが、現在推計できる令和9
年度までは養護教諭を配置できる見通しです。

「3 併置校のメリットを生かした特色ある学校づくり」ですが、両校では、(1)豊かな自然や伝統文化を生か
し、小規模だからこそ実現可能な特色ある教育活動や、一人一人を大切にしたいきめ細かな学びを行う学校を目指し
ます。(2)両校を併置するに当たり、新たな教育目標及びグランドデザインを作成します。(3)地域の教育資源
を生かした忍路ならではの教育課程を編成します。

例としましては、忍路環状列石等を活用した学習、忍路練漁撈の行事や神社祭典など地域行事への参加、漁業体
験や農業体験、蘭島海岸での海浜学習、ふるさと・キャリア教育の推進、ICTを活用した他地域の児童・生徒と
の交流、こうしたものを検討しております。

「4 学校施設の整備」ですが、現忍路中央小学校を併置校とするため、職員室や特別教室などの改修工事を
行う予定です。また、令和4年度に校舎・体育館の耐震補強工事やトイレの洋式化などを予定しております。

最後に「5 今後の予定」ですが、今定例会で関係条例、関係補正予算案の審議が終わりましたら、12月上旬か
ら3月にかけて校舎改修工事を行い、令和4年3月下旬に中学校が小学校校舎に引っ越し、4月1日から併置校と
してスタートする予定です。

○委員長

「小樽市立学校における働き方改革行動計画(第2期)について」

○(教育)教育総務課長

報告が遅くなりましたが、小樽市立学校における働き方改革行動計画(第2期)について御報告いたします。

資料を御覧ください。

本行動計画の目的は、教員の長時間労働の解消に向け、学校における働き方改革を進める上での業務改善の取組
を計画的に実施するために作成したものです。

第2期行動計画は、第1期の課題を踏まえ、令和3年3月に道教委が策定した「学校における働き方改革北海道
アクション・プラン(第2期)」に準拠し、新たな取組を加えるなど、より実効性の高い働き方改革を推進するため
作成したもので、期間を令和3年度から5年度の3年間、目標を第1期に引き続き、教育職員の在校等時間から所
定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間」を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とすることとしており
ます。

第1期では、平成30年度から令和2年度の3年間で各種取組を実施し、その成果として、部活動休養日を完全に
実施している部活動の割合を100%とするなど、四つの指標を全て達成しましたが、目標としていた時間外在校等時
間は達成できませんでした。

第2期では、行動計画の4ページから11ページに記載のとおり、具体的な取組として4項目を記載し、それぞ
れの項目において働き方改革手引「Road」の積極的な活用、ICTを積極的に活用した業務等の推進など、六つ
の取組を重点とするほか、新たな取組を加えるなど、より実効性の高い働き方改革を推進していくこととしており

ます。なお、行動計画に記載の各種取組を実施主体ごとに整理し、各所属が何をすべきかが分かりやすいよう一覧にして最後に記載しております。

今後、行動計画を着実に実施していくことにより、子供たち一人一人の学びを支える教育の充実につなげていきたいと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第21号について」

○（総務）浅井主幹

議案第21号小樽市個人情報保護条例及び小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案は、令和3年5月19日に公布され、同年9月1日から施行されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律及びデジタル庁設置法による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項の変更など、所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日は、公布の日としております。

○委員長

「議案第22号について」

○（財政）契約管財課長

議案第22号小樽市財産条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案は、現行の財産条例の規定上、普通財産を交換するに当たっては交換差額が高額の場合でも議決を要さずに交換可能となっておりますが、交換する財産の価格の差額が100万円を超える場合で、価額の差額がその効果なものの財産の価格の6分の1を超える場合に該当するときは議決を要することとするものです。

交換差額が高額になるものにつきましては、議会にお諮りする必要があると判断したため、総務省条例準則及び損害賠償に係る市長の専決処分額の基準額100万円以下を参考として、普通財産の交換に当たって議決を要しない場合の交換差額の限度額を新たに定めるものです。

施行期日は、公布の日としております。

○委員長

「議案第26号について」

○（総務）企画政策室内山主幹

小樽市過疎地域持続的発展市町村計画、いわゆる過疎計画について説明させていただきます。

過疎計画については、今定例会に議案として提出させていただきましたが、計画の策定に当たりましては、これまでの当委員会において計画の策定意義や策定することによって受けられる特別措置の内容などについて報告させていただきました。また、閉会中審査として、7月7日に当委員会を開催していただき、計画素案の内容やパブリックコメントの実施のほか、北海道との事前協議を実施することなどについて報告したところであり、今回はその後の経過などを中心に報告させていただきます。

資料1を御覧ください。

7月7日の総務常任委員会において提示した過疎計画原案により、7月8日から7月28日まで北海道との事前協議を行ったところです。結果といたしましては、計画の内容を大幅に修正するような意見はございませんで、軽微な修正だけを行っているような状況となっております。

次に、パブリックコメントに関しましては、7月12日から8月10日までの30日間実施いただきましたが、御意見といたしましては、2名の方から29件の御意見をいただいたところでございます。

意見の概要であります。計画内で使っている専門用語について説明を加えてはどうかといった意見のほか、計画策定の基本的な考え方ですとか、計画に関連する市の行政運営に関わる意見などが寄せられたところがございます。これらの意見のうち、7件の意見を計画に反映することといたしまして、その他は計画策定後に計画を推進していく上での御意見として受け止めまして、参考としていくこととしております。

なお、寄せられた御意見と市の考え方につきましては、9月10日に公表しまして、既に市役所の情報公開窓口などに備え付けるとともに、ホームページに掲載している状況でございます。

そのほか、記載はしておりませんが、7月の当委員会では、2定補正までの事業を掲載していたような状況でしたが、議案に提出しました今回の計画においては、過疎対策事業債の充当予定なども含めまして3定補正として提出する事業についての追加掲載をしたような状況となっております。

次に、道との本協議の経過についてですけれども、道との事前協議の結果やパブリックコメントの意見を反映したものを計画案といたしまして、8月18日に北海道と本協議を行った結果、8月25日付で、異議がないとの北海道知事からの回答がありまして、協議が終了したところでございます。

なお、7月7日に提示しました過疎計画原案から修正を行った点につきましては、北海道からの指摘による修正やパブリックコメントによる修正などの区分の上、資料2としてまとめて今回提供させていただいております。

本計画につきましては、議決を経て計画が策定となりますけれども、その後、別途ホームページでこの計画内容については公表する予定としております。公表以降、事業の大幅な変更ですとか新規の事業などの対応につきましては、今後、国から取扱いが示されることとなりますが、変更計画を策定し改めて議決をいただくこととなると思います。

○委員長

「議案第27号について」

○酒井委員

提案者を代表しまして、議案第27号小樽市非核港湾条例案の提案説明をいたします。

本条例案の目的は、非核港湾行政を推進していくことです。核兵器禁止条約が発行されました。世界が核兵器廃絶へ大きく足を踏み出す中、日本政府は核兵器禁止条約に背を向けています。政府が核兵器廃絶の先頭に立たないのであれば、地方自治体と市民から核兵器をなくす運動を起こす必要があります。

以上、提案説明といたします。

○委員長

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、立憲・市民連合、共産党、公明党、中村岩雄委員の順といたします。

自民党。

○高木委員

◎陳情第26号「小樽市はコンパクトシティを目指す」との明言方について

まずは、先ほど趣旨説明がありました陳情第26号についてお伺いをします。

陳情第26号「小樽市はコンパクトシティを目指す」との明言方についてに関連し、市におけるコンパクトシティに対する現状の取組状況について確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室内山主幹

初めに、コンパクトシティは人口減少や少子高齢化に直面するまちが持続的な成長を実現できるよう社会インフラが賢く使える都市空間の形成を進めるための集約型の都市構造であると言われております。

本市におけるコンパクトシティへの取組についてでございますが、第7次小樽市総合計画、その後に策定しました第2次小樽市都市計画マスタープランでは、人口減少の下においても安心して快適な暮らしを持続できるよう、中心拠点や複数の地域拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりの推進ということで掲げているところでございます。

この考えを進めるために、特にコンパクトシティを目指すということでは明言しておりませんが、国土交通省が推進するコンパクト・プラス・ネットワークの考え方を基に、持続可能なまちづくりの実現を目指し、今年度から建設部において立地適正化計画の策定に着手しているところでございます。

○高木委員

私としても、今年度の予算に計上されておりますので、立地適正化計画の策定の取組については承知していましたが、今定例会に陳情が提出されたということなので改めて確認をさせていただきました。

市としては、第7次小樽市総合計画、また、その後に策定した第2次小樽市都市計画マスタープランに基づいて市の分散された市街地を考えて、今後の効率的なまちづくりを目指し、コンパクト・プラス・ネットワークという視点で、既に立地適正化計画の策定を進め、コンパクトシティの形成に取り組んでいるということを確認をさせていただきました。

◎教育委員会庁舎の非常用発電機の設置について

次に、教育委員会庁舎の非常用発電機の設置について伺います。

前回の総務常任委員会でも教育委員会庁舎の発電機についてお伺いをしました。その中で、仕様変更の報告を受けた中で、防災認定品への仕様変更と、庁舎2階部分への手動切替え装置を設置する変更になったことを理解しました。今後、何かを設置する、あるいは新しい物を購入する場合には、ぜひ関わる原課と綿密な打合せをして購入していただきたいと思っております。

質問なのですが、前回は答弁に食い違いがありましたので、確認の意味で質問をさせていただきます。

野外に設置する際の、雨や雪の対策について前回伺いましたが、積雪に関して最低限周りの部分は除雪をする、雨天の場合は玄関の軒を利用すると答弁をいただきましたが、お考えは変わりないでしょうか。

○（教育）教育総務課長

前回の総務常任委員会で答弁させていただいた部分につきましては、今、委員がおっしゃいました発電機の仕様変更に伴いまして、防災用認定品というものでキュービクル型という堅牢なタイプの発電機に変わることになりまして、当初想定していた発電機では、御答弁したとおりの対策を考えておりましたが、今回の発電機の変更によりまして、特段の対策を講じなくても機械の劣化等は生じない頑丈なものに変わるとい形になります。

○高木委員

あともう一つなのですが、年数がたつと劣化もあり得ると。また、横風や海も近いので潮風の影響もあるということもお伝えしましたが、前回の答弁では、屋内に設置する場合の想定で費用部分を検討した結果とお聞きしました。今の答弁でもありましたように、野外に置く場合でも塩害からも守れる対策ができると理解してよろしいですか。

○（教育）教育総務課長

今回の仕様変更に伴いまして塩害でも対応でき、分かりやすい例で言いますとロードヒーティングの制御盤みたいな鉄でできた、あのような外装のものになりますので、それに耐え得るものになっております。

○高木委員

私も何度か提案をしようと思ったのですが、ロードヒーティングのような防御されているような形で変更なされたということで理解をしました。

次に、確認ですけれども、定期的な点検も前回触れましたけれども、1か月に1回、2か月に1回試運転をする必要がありますが、前回の答弁どおりに一般財団法人北海道電気保安協会で行うことということでよろしいですか。

○（教育）教育総務課長

委員おっしゃるとおり、電気保安協会の動作確認を2か月に1度行うことに加えまして、消防設備でもございまして、消防設備点検が6か月に1度行われることでもさらに動作確認をすることが可能になっております。

○高木委員

電気保安協会の点検というのは少し分かりにくいですが、発電機の点検は多分電気業者などになると思うのですが、調べてみると、防災用の発電機というのはやはり部品交換などもありますし、ある意味点検などを含む年間の契約料での保守もあると思うのです。いろいろな部品が保証されるだとか定期点検で交換されるという場合もありますけれども、保守という部分に関してはお考えはありますか。

○（教育）教育総務課長

今回、初めて教育委員会庁舎にそのような発電機の設備を置くということで、長く使っていくためには、いろいろな工夫をしなければならないと考えております。同じような機器をほかの施設でも使っていると考えておりますので、その施設にどのような維持管理をしているか、その部分を確認しながら費用対効果の部分を含めまして確認してみたいと考えております。

○高木委員

高額なものなので、ぜひ保守点検等をしていただきながら、機械なので壊れることもあるかも分かりませんが、点検をよろしく願いいたします。

◎防災について

次に、防災について少し伺いをします。

ここ近年で、2018年9月の北海道胆振東部地震や、本年7月に発生した静岡県熱海市の盛土の土石流など数多くの災害が発災しています。各議員も防災について質問をしていましたけれども、私からも何点か防災についてお聞きしたいと思います。

本市では、小樽市地域防災計画というのを作成していますが、私からは、防災計画の災害を防ぐという観点からお聞きをします。

まず、急傾斜地崩壊危険区域について伺いますけれども、防災計画の中では「急傾斜」「土石流」「地すべり」など現在519か所記載されていますが、この区域の指定方法はどのように決めているのかお伺いします。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

基本的には北海道が各法律に基づきまして、指定しております急傾斜地崩壊危険箇所や土砂災害警戒区域等の箇所を記載しております。

○高木委員

北海道の法律に基づいてということで指定されているということですね。

次に、災害対策室としての取組は、危険箇所を住民に周知するだけなのか、お聞かせください。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

危険区域等に対する災害対策室の取組ですが、まずは法律に基づいた各種ハザードマップを作成して、住民に周知することがメインとなりますが、そのほかにもハザードマップに示された地域での避難訓練のサポートや防災訓

練を実施しております。

○高木委員

この危険周知箇所としては、職員の方も把握されていますか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

職員も理解しているものと考えております。

○高木委員

今回土砂1点に絞っているのですけれども、ある意味、この地滑りだとか土砂災害が起きないように災害を防ぐような対策というのはどのようにお考えなのでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

地滑りや土砂災害などの災害を防ぐための対策としましては、ハード対策として防止工事が必要と認識しておりますが、災害対策としましては、災害が起り得る箇所や、災害発生時に人的被害を軽減する減災対策の事前周知が基本となりますので、今後におきましても災害予防や減災対策に努めてまいりたいと考えております。

○高木委員

では、特に土砂災害の災害が起きることを防止という部分に関しては考えてはいないということで理解していいですか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

防止につきましては工事等が伴いますので、我々災害対策室としては必要だということは認識しておりますけれども、そういった対応ができないというのが現状でございます。

○高木委員

次に、今ホームページの中では、先ほどハザードマップという言葉があり、津波、洪水、土砂など載っていますが、その中で液状化ハザードマップがないということなのです。前回の北海道胆振東部地震でも安平町など、また、札幌市清田区でも液状化現象でマンホールの突起または道路の隆起などが発生しています。この液状化の発生傾向図とあるのですけれども、埋立地だとか旧河道、川が通っていたところだとか、旧沼地、干拓地、自然にできた堤防などが挙げられるのですが、現在、液状化マップを作成している都市というのは札幌市、旭川市、新篠津村、函館市、苫小牧市、北見市、石狩市、三笠市、北広島市、倶知安町でこのマップを作成しています。住民配布をしている自治体が、札幌市、旭川市、新篠津村。インターネットで公開しているのが、函館市、苫小牧市、北見市、石狩市、三笠市。

ただ、このハザードマップの作成に当たって、ほかの自治体で進まない理由として、例えば過去の公共事業などでボーリング調査もするのだと思うのですけれども、その得た地盤のデータなどそういう情報共有がされていないということで、なかなか計画には至っていないという話を聞きます。

本市において、山側というのでしょうか、そういうところは液状化する確率は少ないと感じるのですけれども、例えば築港付近だとか、運河周辺、北運河周辺というのは多分埋立地になるのだらうと思うのですが、本市としては液状化マップの作成についてはどうお考えですか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

現在、国土交通省のホームページ上でございますけれども、その中で掲載しております「重ねるハザードマップ」というものがございます。その中に地形区分に基づく液状化の発生傾向度としまして、液状化の発生傾向の強弱を5段階で250四方のメッシュで表した地図で確認することは可能な状況となっておりますが、地図を見ていただければ分かると思います。250メートルメッシュなものですから、そんなに詳しくはないという状況です。そういうようなことも含めて、もう少し精度の高い資料があれば、より便利な災害対応という部分も考えられるのではないかと、いうふうに考えております。

○高木委員

地層もあるので地下水が通っている場所も特定するのは難しい話なのですが、各工事の中で、例えば何かの建築物が建ったときのボーリング調査の情報だとか、または工事をしたときの掘削状況だとかも、ある意味情報を仕入れてというか建設部辺りの情報共有は必要なのではないかと思うのです。建設部だけに特化してしまいますけれども、例えば水道管だとか下水管も老朽化しているこの本市でありますので、破裂となる可能性もあると思います。

その横のつながりというか、建設部または水道局からのそういう危険箇所の情報だとか、現地の地質の情報だとかというのは共有されているのでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

建設部や水道局などの各工事に携わるときに出てきました、そういった危険箇所と思われる資料というのは、今のところ情報共有はされていない状況でございます。

○高木委員

この防災計画を策定していく中で、ほかにも避難経路だとか、こういうつくっている避難箇所だとかは私は全然いいと思うのですが、逆に災害が発生しないようにするための防止策としても、やはり情報共有しなければならないと思うのです。その液状化現象で、例えば地震が起きて運河地区が全て液状化で道路も隆起してしまったという場合には、やはり港湾地区の方々の避難経路も変わってくるのだらうと思いますし、その中で、やはり現場の状況でこんな想定をしながら計画をつくっていかないと、せっかくつくった計画も生かされていかないと私は思うのです。

ぜひ防災計画という中でも、災害を防止するために、建設部なり水道局なりから、情報をぜひとも共有をしていただきたい、盛り込んでいただきたいと思うのです。その部分に関して、ハザードマップを作成する、しないを別にしても、そういう情報共有というのはできないものなのでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

情報の共有につきましては、委員がおっしゃったとおり必要なことと認識しておりますので、災害対策室としても、他の部署に対しましての情報伝達の強化に務めるとともに、他の部署から必要な情報を得るための連絡体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

○高木委員

最後ですけれども、この防災計画の中で指定区域とされた一番古いものは平成18年だと思うのですが、18年から指定された部分で、ある意味再確認だとか再調査などというのは実施しているものなのですか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

基本的に再調査というものは我々のほうでは実施はしておりません。あくまでも前段でお話ししたとおり、区域の指定等が北海道でされましたら、その都度そこに記載するような形にしております。

○高木委員

ということは、災害が発災したときは、言葉は悪いですがけれども、北海道の指示がない限り本市は動けないという状況なののでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

小樽市で災害が起きたら、誰の責任ということではなくて、小樽市として災害、減災に対して行動を行うというのが地域防災計画なので、北海道のせいというわけではなく、あくまでも小樽市内で発生しました災害につきましては、この地域防災計画に基づいて予防対策、減災対策、復旧対策というものをやっていくということで地域防災計画を定めております。

○高木委員

この防災計画の中でも、ぜひ情報共有をしながら、災害を防止するという観点もぜひ踏まえて今後進めていただきたいと思います。

◎移住・定住について

次に、移住・定住についてお伺いをします。

第7次小樽市総合計画の中にも記載はありますが、本市だけではなく今や人口減少、少子高齢化は全国でも急速に進んでいます。本市は「人口減少への挑戦」ということで「住みたい、訪れたいまちづくり」、「将来人口への適応」ということで「時代に合ったまちづくり」を基本構想というところで掲げています。子育て世代が魅力と安心を感じられる環境づくり、または、未来の小樽のまちづくりを行うとともに、住環境や生活利便性の向上、または、積極的な情報発信、また、国内外にその魅力を効果的に発信することにより、交流するまちづくりにおいても現在進めていると承知をしています。

ここ近年の移住された件数は、昨日、公明党の松田議員への答弁がありました。平成30年度は5世帯6人、令和元年度では9世帯21人、2年度では9世帯18人ということで理解をしました。

そこで伺いますが、移住先の住居の種類はどこなのか。

また、移住された理由というのは把握されているのか、お聞かせください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

移住先の住居の種類や移住の理由については把握しておりません。まずは、移住の理由の把握について、来月10月1日から、スマートフォンを活用したアンケートシステムを試験導入することとしておりますので、その中での程度実態の把握ができるか検証してみたいと考えております。

○高木委員

把握していないということで理解をしました。

やはり移住先の種類ですとか、移住された理由については、今後の情報として残すべきと思います。その事業を進めていく中で、やはりその魅力できたのか、または小樽市の独特な観点からきているのか、また仕事で転勤しているのか、様々な理由があると思いますけれども、それを情報として残すべきと思いますが、もしお答えできれば、今後、移住相談に来たときのアンケートや聞き取り調査などはお考えでしょうか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

移住相談の内容につきましては、逐一全部記録をしております。その中で、日常的に課題があれば解決するように問題点として把握するような体制を取っております。

○高木委員

また、昨日、松田議員への答弁でもありましたけれども、移住ワンストップ窓口を利用後に転入された方を移住者とカウントしているとのことですが、この窓口での移住相談の際に、移住先の住居を相談された場合はどのような対応を取られているのか、お聞かせください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

現在、空き家バンクに協力していただいている指定業者19社の一覧表を情報提供するほか、北海道空き家バンクに掲載している物件を紹介しております。

市営住宅を希望される方は、市営住宅の空き状況や申込み方法など情報提供をしております。

○高木委員

それでは今、本市でも空き家バンク制度というのがありますが、その照会は活用はされていないということで理解してよろしいですか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

現在、小樽市空き家・空き地バンクに物件の登録がなく、照会ができていない状況であります。物件が登録された際には、空き家・空き地バンクの担当と連携をして、物件の照会などを行ってまいりたいと考えております。

○高木委員

やはり全国で人口減少が進んでいる中では、少子化対策がかなり必要なことでもありますけれども、やはりこの小樽市というのは、山と海に囲まれた本当に魅力的な数少ないまちだと私は思っています。今、空き家バンクの話も出たというか使ってほしいのですけれども、これも防災と一緒に、その移住に対する空き家バンクを、建設部などからの情報を用いながら事業を進めていかなければ、せっかくの移住ワンストップ窓口という、その事業の窓口の相談もなかなか前に進んでいかない。これは空き家だけでもないのですけれども、その分に関しては、やはりこの横のつながりをもって情報共有や連携などをしていただきたいと思いますと思いますが、例えば、企画政策室から、建設部に今こんなことがあります、では、建設部はこういう情報があるので活用しましょうというものはできないのでしょうか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

移住でこういうニーズがあるというものは把握しておりますので、空き家問題で庁内で連携している小樽市空家等対策会議というものもごございます。その中で情報の共有を図ってまいりたいと考えております。

○高木委員

移住の実績もあるので、ぜひ情報を共有して増やしていただきたいと思います。

◎電気料金について

最後の質問になりますけれども、電気料金についてお伺いします。

これは、9月16日の情報であります。大手電力10社が、11月の家庭向け電気料金を全社値上げする見通しという情報がありました。この理由としては、火力発電の燃料となる液化天然ガスや石炭などの輸入価格が上がっているため、全社値上げする見込みとのことであります。電気代の各地方の料金は、沖縄電力は171円程度、中国電力は135円、東京電力と中部電力は133円、東北電力は128円、四国電力は106円、北海道電力は92円、関西電力は91円、北陸電力は89円、九州電力は73円、それぞれ値上げをする見通しということです。

そこで伺うのですが、本市では本庁舎や、ほかの多くの施設もある中で、少なくとも影響があるのではないかと考えますが、現在本市の契約内容はどのような内容なのかお示してください。

○（財政）契約管財課長

敷地内の電灯や附属施設などの低圧電力については各課で契約しておりますが、庁舎等の高圧電力供給契約につきましては、契約管財課で入札契約を行っており、現在の契約期間は令和2年10月1日から3年9月30日までとなっております。

まず、業務用電力一般料金、これはオフィスビルなど、業務用の建物の場合ですが、該当する契約は、小樽市保健所ほか14施設と小樽市立忍路中央小学校ほか27校となっており、契約単価は1キロワット当たりの基本料金と1キロワット時当たりの使用電力量料金の単価契約となっております。

次に、高圧電力I型、これは工場などで電気を使用する場合ですが、該当する契約は、旧小樽市廃棄物処理場ほか6施設で、契約単価は1キロワット当たりの基本料金と、1キロワット時当たりの使用電力量料金の単価契約となっております。

次に、業務用ウィークエンド電力、これは週末や休日にも営業を行う建物の場合ですが、該当する契約は、小樽市役所本庁舎ほか5施設で、契約単価は1キロワット当たりの基本料金と、平日の1キロワット時当たりの使用電力量料金、休日の1キロワット時当たりの使用電力量料金の単価契約となっております。

○高木委員

単価契約ということですね。

次に、例えば街路灯とか、ロードヒーティングに関しても232か所、面積が7万490平方メートルで、昨年度は約20%休止していたのですけれども、年間維持費なども含みますが、11月から電気代が上がって、年度中の補正予算を組まなければならない状況になるのか伺います。

○（財政）財政課長

電気料金の積算につきましては、各部において基本的には使用電力量、これは過去3年平均などを用いて算出しております。それを用いて、最終的に予算の査定を経て予算措置されておりますが、電気料金の値上げに限らず、例えば燃料費や委託料、印刷製本費の単価増なども例年想定されておりますので、基本的には配当予算の範囲内で収まるように、各部において執行管理をしていただく形になります。

ただし、今回、委員からも事例で出していただきましたロードヒーティングの電気料金の部分につきましては、企業規模もかなり大きいところになっておりますので、実際に降雪状況によって対応は変わってまいります。不足が見込まれる場合につきましては、やはり補正予算などの対応が必要になることも想定されております。

○高木委員

補正予算もあり得るということですね。

次に、電気料金に関しては、年契約をしているということなので、そのために問題はありますか。

○（財政）契約管財課長

現在10月以降の高圧電力供給契約を締結している事業者から、契約単価の変更について申出等はありませんが、過去には増額、減額の協議を行い、変更契約を行った事例もございますので、そのようなお話があった際には電力供給契約書約款第16条第3項の規定に基づき、双方協議することになると考えております。

○高木委員

協議をするということで理解をしました。

最後になりますけれども、11月から上がった場合、契約の月日にもよりますが、来年度の予算にはどのくらいの影響が出て、支払い負担がかかるのか、分かれば伺います。

○（財政）財政課長

電気料金の部分につきましては、先ほど契約管財課長が答弁させていただきましたとおり、契約内容によって各施設で異なってまいります。先ほど私からも答弁をさせていただきましたが、予算計上する際は、使用電力量については過去3年平均で積算いたしまして、実際の料金単価の部分につきましては、直近で判明している電気料金の契約単価などを用いて積算するという形になっておりますので、使用電力の数量が変わらないのであれば、支出額というのは当然増加する形になりますが、具体的な電気料金の契約単価の部分がどれだけ増加するのかという部分については、現時点では不明なため、影響額の部分につきましては、大変申し訳ございませんがお示しすることはできないものと考えております。

○高木委員

これから11月に上がって、1年単位か半年単位かで多分見えてくるだろうと思いますので、理解をしました。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎学校跡利用について

最初に、報告にあった旧天神小学校の跡利用について伺います。

清掃事業所事務所及び車庫と、小樽市事業内職業訓練センターが、旧天神小学校に移転する計画とのことですが、所管が総務外に及ぶことがあるのかもしれないのですが、聞いてみないと分からないところもありますのでお聞きします。もしそれで、所管から外れてしまっているような場合があれば、分かる範囲でお答えいただければと思います。

それでは、まず移転の際に、施設設備の大きな追加、再整備、除却の予定はあるのかどうか、そのための費用だとか、車庫がないけれどもどうするのか、体育館は何に使うのかなどというようなことは、今から分かることがあるのであればお示してください。

○（総務）企画政策室津川主幹

移転に当たりまして、主に施設の改修等が必要となるのは、清掃事業所の移転に伴うものと聞いております。

施設改修の具体的な内容につきましては、現在、生活環境部において検討しているところでございます。

○佐々木委員

旧天神小学校のスペースの使い方について少し伺いますけれども、清掃事業所それから職業訓練センター、それぞれの使用敷地面積や建物面積、それ以外の空きスペースはどれくらいになるのかなど分かるのでしょうか。

○（総務）企画政策室津川主幹

先ほどお答えしましたとおり、施設の使い方などにつきましても、生活環境部において、施設改修と合わせて現在検討しているところでございます。

○佐々木委員

それでは、旧天神小学校校舎の耐震性能はどうなっていますか。

○（総務）企画政策室津川主幹

旧天神小学校の校舎につきましては、旧耐震基準で建てられております。耐震診断は未実施となっております。

○佐々木委員

それで、唯一残るシルバー人材センターについても、現在、移転先を検討中ということで、センターにお聞きしたところ、広さが現在394平方メートルプラス機材置場も必要だというようなお話を伺いました。

また、賃貸でやっていますので、その賃借料金もかかることから、民間からどこか場所を借りることはなかなか難しいとのことでした。シルバー人材センターの移転先探しというのは、市もサポートされているのでしょうか。これも分かる範囲でお答えできたらお願いします。

○（総務）企画政策室津川主幹

シルバー人材センターにつきましては、産業港湾部商業労政課において現在対応していると聞いております。

○佐々木委員

総務常任委員会所管から外れて申し訳ありません。

引き続き、少し話が旧天神小学校から外れていくのですけれども、旧堺小学校の所管は現在どこになるのか。

それから、この建物と土地の今後の検討の流れについてお聞かせください。

○（財政）中津川主幹

旧堺小学校の現在の所管につきましては、建物は事業内職業訓練センター及びシルバー人材センター部分が産業港湾部、小樽市立高等看護学院の部分が病院局、堺小学校記念室の部分が教育部となっております。また、グラウンド及び旧校舎が立地する土地は、産業港湾部が所管となっております。

それから、入居施設移転後の旧堺小学校の利活用につきましては、公共施設再編計画において、耐震基準を満たさない建物であることから、公共施設としての活用は行わず、除却または売却する方針を示しております。

次に、建物及び土地の検討の流れについてでございますが、今後は、庁内に設置する用途廃止施設の利活用検討会議におきまして、建物つきで売却するのか、建物を除却し更地にして売却するのか、方針を決定いたします。方針決定後は、財政部が売却に向けて、測量や鑑定評価を行い、小樽市有財産等評価委員会に諮り、適正な予定価格で入札を行うという流れになってございます。

○佐々木委員

今の御答弁では、これはもう跡利用から外れて、公共施設再編計画の中で除却または売却の方向で進むことが分かりました。

ということであれば、もう総務常任委員会の所管から外れるということも分かるので、最後に質問ではなくお願いとしてお聞きいただきたいのですけれども、最終的に民間に売却となれば、あの地区は歴史的建造物が点在する地区です。小樽市景観計画では、水天宮周辺地区として、歴史的景観地域、それから重要展望景観地域に、そのものではなくて隣接したところにちょうど旧堺小学校はあります。ところが、御存じのように、近辺で高層マンションが建って非常に歴史的景観などの景観が壊されている、そのように感じます。ぜひ売却条件等に、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例、それから、景観計画の趣旨に十分配慮することをその条件の中に加えていただきたいということをお願いいたします。関係部署にお伝えいただければと思いますので、よろしく願います。

◎洪水タイムラインについて

次に、洪水タイムラインについて伺います。

これまで洪水タイムライン、一般的に私がこれまでいろいろなところで勉強していた中では、水防災タイムラインとか言っていますが、本市では洪水タイムラインと小樽市地域防災計画の中に位置づけられたようなので、それを使います。これまで、タイムライン防災・北海道ネットワークというものを、タイムラインを設定した13市町村がつくっている、そういうネットワークがあります。より多くの市町村とともにタイムラインの防災に取り組むことを目指して、継続的に取り組むとしているのですが、こういう趣旨はタイムラインを設定して終わりということではないと。運用に様々な課題もあるということでしたので、本市もタイムラインを今回設定いたしました。前にこのタイムラインの質問をしたときに、このネットワークに参加して、先進事例の情報入手、連携していくことを考えていくべきだとお聞きしたところ、答弁では、活動内容を調査して、効果的であるかどうかの視点で加入を検討するというお答えをいただいていたのですが、このタイムライン防災・北海道ネットワークの調査結果と加入についての検討結果が出たかどうか、あと、どうするか、もし結果が出ているのであれば答弁いただきたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

昨年の第3回定例会以降に、タイムライン防災・北海道ネットワークの事務局であります滝川市に連絡をしまして、情報を得ておりますが、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、会議、研修等の開催がなかったことですので、令和3年度以降の活動状況を見てから、加入についての要否を検討していきたいと考えております。

○佐々木委員

検討をお願いします。やはり情報は必要だと思います。

それでは、策定後の市民周知は進んでいるのでしょうか。どのような方法で行われているのか、これは実効性が問われることだと思います。

以前、そのことについてお聞きした際の答弁で、住民へのタイムラインの見方を何らかの方法で示すということでしたけれども、この点についてはいかがでしょう。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

タイムラインの周知方法やタイムラインの見方については、まず本市のホームページで現在掲載しているところでございます。今後におきましては、住民の皆さんに対して、いろいろな機会を通じて周知を考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○佐々木委員

コロナ禍の中ですのでなかなか大変ではありますが、よろしくお願いします。

例えば、最近出てきているのは、自治体が設定するタイムラインに沿って、市民一人一人の行動をあらかじめ自分自身で設定しておくというマイ・タイムラインという取組です。予算特別委員会で山田議員が質問されておりました。その答弁の中で、スマートフォンアプリ「Yahoo!防災速報」というのがあるということで触れられていました。市のホームページにもう既に紹介されているものでしたけれども、実際にアプリを入れて私もやってみました。本当に有効だなと、個人の情報を入れていく中でそういうものが自動的にできてくるというものでした。本市においても導入することによって、防災意識の高まりや周知にもつながるといことが確かに分かりました。

ただ、このアプリのタイムラインと、それから本市が策定した洪水タイムラインとの具体的な連携というのはどうなっているのかお聞かせください。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

今御説明いただきましたアプリの防災タイムラインと、本市のタイムラインの具体的な連携につきましては、アプリの防災タイムラインで設定する、行動開始のタイミングというものを入力する際に、本市のタイムラインを基に、避難情報の発令時期に合わせるということが具体的な連携となります。避難時の必要な情報ともなりますので、そういった活用をしていただきたいと思います。

○佐々木委員

もう一つ、マイ・タイムラインについて、本市が考えているマイ・タイムラインの取組というのは、これだけということなのでしょうか。ほかにもまだあったらお聞かせください。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

マイ・タイムラインは、住民自らが考え、命を守る避難行動のための一助となるものですので、アプリだけの普及では足りないものと考えております。

今後においては、国土交通省のホームページに掲載しておりますマイ・タイムライン検討ツールなどを利用して、研修会の開催なども今後検討していきたいと考えております。

○佐々木委員

そうですね、やってみて分かったのですが、この「Yahoo!防災速報」だけだとどうしても自助の部分というのですか、自分で自分を助ける部分は確かにそれでいけるだろうと思うのですけれども、地域住民などの共助の部分というのがやはりもう少しあったほうがいいのかと、マイとつきますけれどもね。先ほどお話のあった国土交通省においても、住民同士の積極的な意見交換が生まれる場を、行政が主体となり設定していくというように出ておりました。そういうこともどこか取り入れながら検討して行ってほしいと思います。その共助の視点で市が主体的に関与していくというようなことをお願いしたいと思うのですが、その点について何か御見解ありましたらお願いします。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

スマートフォンアプリの設定方法も含めて、マイ・タイムラインの作成に関する周知は必要なものと考えておりますので、この時期ですので今すぐとはなりませんけれども、今後どのような形で周知できるか検討していきたいと考えております。

○佐々木委員

よろしく申し上げます。

それから、5月に自治体が発する避難情報の運用について、大幅な見直しがされています。防災計画及び本市洪水タイムラインへのそれらの反映の検討というのはされているのでしょうか。されているのであれば、タイムラインへの具体的な変更はどういった点になるのかお聞かせください。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

今年の5月に災害対策基本法等の一部を改正する法律が施行されたことを踏まえまして、避難情報に関するガイドラインが改定されました。従前は、警戒レベル4、避難勧告、避難指示（緊急）であったものが、避難指示となったほか、そのほかの警戒レベル3、警戒レベル5の避難情報も変更となっておりますので、地域防災計画におきましては、現在修正作業を行っているところです。

また、タイムラインにつきましては、8月に北海道からの通知によりまして、タイムラインに記載しております本市から発生する避難情報を、当面の間、読み替えて暫定的な運用をするようにという通知が来ておりますので、現時点では変更作業は行っておりません。

○佐々木委員

想定を超える自然災害が本当に続いています。既に運用されている全国的なそれぞれの市町村の洪水タイムラインも、時間的にそのタイムラインを上回る災害というも発生しているようです。洪水タイムラインの精度向上に努める必要がありますので、今おっしゃったようなことも含めて対策等をお願いします。最後にその辺について一言お願いします。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

洪水タイムライン等の精度の向上も含めての今後の対応につきましては、従前も今も行っておりますけれども、気象台や北海道との連携を強化しながら、避難情報を速やかに発令するとともに、タイムライン等の内容についても必要に応じ、再度検証を行うことで、今後、市民の皆さんが、洪水発生時に逃げ遅れることのないよう、精度を高めていきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

よろしく申し上げます。

◎抗原検査簡易キット配布について

それでは、3項目めの質問に移ります。

抗原検査簡易キット配布について伺います。

文部科学省は感染の急拡大を受け、全国の幼稚園や小・中学校などに抗原検査の簡易キットを配る方針を明らかにしました。市教委にはこの件についての情報は入っていますか。

○（教育）教育総務課長

8月26日に国からの通知で、新型コロナウイルス感染症のクラスターの大規模化や医療の逼迫を防ぐ観点から、抗原定性検査を迅速かつ簡易に実施するための検査キットを、小・中学校等が使用するために無償で配布することになったということで把握しております。

○佐々木委員

基本的なことですが、抗原検査簡易キットの基本的な使用方法について説明してください。

○（教育）教育総務課長

使用方法ですが、鼻の中に専用の綿棒を入れて5回転させ、5秒程度そのままにして湿らせる。その後、検体を採取した後、処理液に浸して、その処理液を判定機につけ、30分ほど待った後結果を確認するという手順となっております。

○佐々木委員

なかなか複雑なものですけれども、一般的にそれを学校で実施する場合、誰を対象に、誰が、どこで、どのように行うことになりますか。

○（教育）教育総務課長

まず、前提といたしまして、教職員、児童・生徒共に、初期症状がある場合は出勤や登校をしない、させないのが大原則ではありますが、出勤や登校後に、せき、それから発熱などの初期症状が出た教職員本人が、検査を希望する場合に使用することを想定しております。検査対象者本人がキットを使い、あらかじめ検査に関する研修を受けた教職員の立会いで行うことになっております。この立ち会う教職員は、ガラス窓のある壁等による隔たりを設けるなどして、マスクや手袋着用等による防護措置を講じて行うものでございます。

また、小学校4年生以上の児童・生徒が、先ほどの教職員と同じような状況になった場合なのですけれども、本人や保護者の同意を得て、研修を受けた教職員の立会いで、児童・生徒本人が使用することも考えられるというふうに国からは示されております。

○佐々木委員

一般的にそういうふうにするということですが、そうした対応について、市教委としてはこの抗原検査キットの学校での扱いについてはどのような方針、内容で臨まれるでしょうか。

○（教育）教育総務課長

原則、教職員がこの検査の対象と考えております。これは国が示している条件といたしまして、出勤後に体調変化が見られ、医療機関を直ちに受診できない場合等において、キットの使用を想定しております。現時点では、本市は医療が逼迫していない状況を考慮しまして、キットは当面、市教委に保管し、医療逼迫状態となった場合は、保健所と相談しながら学校へ配布するというようにも考えています。

○佐々木委員

原則、教職員とお聞きしました。そうですね、対象は一般的には児童・生徒と教職員とのことですが、子供と大人で一律には対応できないというのは、先ほどの使用方法を聞いただけでも何となく分かります。

そこで、逼迫した状態ではあれですけれども、児童・生徒の検査について市教委のお考えをお聞かせください。

○（教育）教育総務課長

現時点では児童・生徒への使用は想定しておりません。

○佐々木委員

想定していないというお答えをいただきました。

その判断理由は、今お聞きした中にもあったと思うのですけれども、私も少し勉強させてもらいましたが、現状を見て保健室は基本、養護教諭1人で対応しています。新型コロナウイルス感染症以外の体調不良や熱中症の生徒なども来ます。どう安全に検査すればいいのかというのも非常に困惑するところだと、こういう話がニュースとかで出たときに、そのようにおっしゃっていました。検査では本人が鼻に綿棒を挿入し検体を採取するが、医師方からは子供に方法を理解させ、やらせるのはハードルが高いと。養護教諭がやるとしたら、医療行為に近いことを現場の教員にお願いすることになるので、非常にリスクが大きいと。また、養護教諭本人の感染リスクも心配されます。万が一、検査して陽性だった場合、ガラス越しとかなんとかという話もありましたけれども、検査した教職員は濃厚接触者になるだろうということでした。小樽市のお考えを伺って、少しやり方については安心をしています。私は、現状としては学校での抗原検査実施というのは、少しリスクが高いと思います。

配慮をよろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、そこで、この抗原検査を実施するしないにかかわらず、まず前提として、学校での環境整備。例えば、感染疑いのある教職員や子供の隔離エリア、保健室以外です。先ほど言ったように保健室にはいろいろな子供が来ますから、それ以外の部屋を用意するとか、それから消毒備品の整備、

防護服やサージカルマスク、手袋等の感染対策グッズも必要だと思うのですが、そういうものの整備等についてはどうなっているのでしょうか。

○（教育）教育総務課長

まず、備品等につきましては、学校の健康診断がございまして、そこで使用するために各校でアルコール消毒液、それからガウン、不織布マスク、手袋等を備えておりまして、それが今回の検査があってもなくても、そういう状態で使用できるような状態にはなっております。

○佐々木委員

いずれにせよ、今後も逼迫した状態に備えて、学校現場で、やはり実際に携わる教員方とよく話し合い、協議をして進めていっていただきたいということをお願いいたしますが、この件について最後にお答えをお願いします。

○（教育）教育総務課長

まず、医療逼迫時には、保健所等の手助けとなるように学校の協力について、国からガイドラインが先日晒されているということもございまして、キットを使用しなければならない状況となった際は、まず保健所と相談することにはなるのですが、感染の可能性がある教職員への早期対応によって、感染拡大防止をするという観点から考えまして、本人が希望すれば実施をする必要があるというふうに考えております。

○佐々木委員

今、私から最後にお願ひしたのは、現場の教員方と協議してくださいねというお話でした。その点は大丈夫ですね。

○（教育）教育総務課長

協議するという形もありますけれども、まずやはり学校全体で、そういう逼迫時には保健所の手助けとなるようにやっていく体制というのやはり考えられますので、そこも皆さんとお話ししながら進めていくことになるのかというふうに考えております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時41分

再開 午後3時04分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○酒井委員

◎陳情第26号「小樽市はコンパクトシティを目指す」との明言方について

それではまず、陳情第26号からお伺いいたします。

先ほど陳情者の方から趣旨の説明がございました。陳情者は、本文の中でも「コンパクトシティを目指す」という姿勢を明言してほしいとしております。ただ、本市では第2次小樽市都市計画マスタープラン、さらに小樽市の最上位計画である第7次小樽市総合計画に、それぞれまちづくりの方向性が示されているわけでありまして。

そこでお伺いしたいと思うのですが、陳情者が示すコンパクトシティの考え方と本市のコンパクトシティの考え方、一致しているというふうにお考えかどうか伺います。

○（総務）企画政策室内山主幹

第7次小樽市総合計画や第2次小樽市都市計画マスタープランでは、まちづくり案の考え方といたしまして、「人口減少下においても安心・快適な暮らしを持続できるよう、中心拠点と複数の地域拠点到都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくり」を掲げております。

陳情にあるコンパクトシティが具体的にどのようなものであるか、陳情書や陳情趣旨説明では分かりかねますので、総合計画のまちづくりの考え方と一致しているとは判断いたしかねます。

○酒井委員

判断いたしかねるということでありませう。

判断しかねるということであれば、私は必ずしも一致していないというふうにも考えます。いわゆるコンパクトシティは、全国的には立地適正化計画において、誘導区域で大型開発が行われ、誘導区域外では公共施設が集約されていると。大切なのは、総合計画でも示されているとおり、住んでみたい、住み続けたいと思えるまちづくりであると私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室内山主幹

委員おっしゃるとおり、住んでみたい、住み続けたいまちと思えるという方向性は、まちづくりに当たって大切なものであると考えております。

○酒井委員

先ほど、陳情者の方から趣旨の説明が行われたのです。その中で大分気になったことがありました。例えば、まちの中の無駄をなくすという話、それから東西南北に広いという話、合理的になるという話、そういったキーワードが幾つか出されたわけでありませう。いずれにしても、陳情者の考えるコンパクトシティと本市の考えるコンパクトシティ、これとは一致していないと考えます。

◎市庁舎敷地内のカラス被害について

質問を移します。市庁舎敷地内のカラス被害についてであります。

このカラスの被害、全国的、全道的にもすごく大きく言われているわけでありませう。これに対して、やはり自己防衛をしていくことが大切だということですか、カラスと共存していくことが大切なのだというとも言われている。ただ一方で、実際に被害を受けた方がいらっしやるのですね。日本共産党に相談がありました。先日、小樽市医師会看護高等専修学校の学生が、市役所に用事があるということで市役所に向かってきた。そして敷地内に入ったところ、カラスの攻撃に遭って、そのまま前のめりに転倒してしまっ、そして両膝を負傷してしまっというような事故がありました。カラスの被害の時期というのは5月や6月とかということなのではございませう、つい先日の話なのです。ついこの間まで学校を休んでいたそうでありませう。こういう例だけではなくて、高校生が襲われていたりとか、本当になかなか大変な状況になっているなと思っております。市役所の駐車場内には、カラス注意の看板が設置されているわけでありませう。しかし、なかなか効果が乏しいのが実態だと私も思います。もちろん、鳥獣保護の観点からも簡単に駆除できるというものではありません。しかし、市民が市役所敷地内で負傷したわけですから、何とかしなければならぬと思っております。

ここで伺いするのは、鳥獣保護法や狩猟の観点ではなくて、巢の駆除をすることは可能なのかどうかについて伺いをいたします。

○（総務）総務課長

カラスの巢の駆除ということでございませうが、基本的には、委員の御質問にございましたように、鳥獣保護の観点から誰もができるというわけではございませうが、目的により許可を受けた者が行うということは可能でございませう。

○酒井委員

なかなか分かりづらいのですが、目的により許可を受けた者は可能だということなのですが、目的により許可を受けた者というのはどういった方なのか、少し説明願いますでしょうか。

○（総務）総務課長

目的それから許可を受けた者ということですが、基本的に巣を駆除するといったようなことにつきましての根拠について御説明させていただきたいと思います。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律といった法律の中では、鳥獣の捕獲や鳥類の卵を採取する場合、目的により環境大臣か知事の許可を受けなければならないという規定がございます。御質問の、今回のように被害防止といったようなことを目的とした場合は、知事の許可が必要ということになります。本市の場合は権限移譲により、小樽市長の許可を受けることにより、その者が巣の駆除を行うということが可能になります。

どういった場合にそのような許可が出るかということで申し上げますと、被害が現に起きている場合、それに限らず、そのおそれがある場合にその許可を出すことといったような基準が環境省から示されておりまして、御質問にございました実際にその看護学生の方がけがをされたというような状況を考えますと、市役所敷地内で危険な状況に遭っている方がいるという場合は、先ほど申し上げました、許可を受けるという条件に達するかと、それによって巣を駆除することができるというふうに考えております。

○酒井委員

ということは、先ほど説明があったとおり、実際にけががあった場合ですとか、そのおそれがある場合には緊急避難的に巣を駆除することは可能なのかどうかについての確認をいたします。

○（総務）総務課長

実際、けがをした方がいらっしゃった場合ということでございますが、可能かどうかと言えば、先ほど申し上げたとおり、可能ということになります。

ただ、土地の所有者が、私ども庁舎管理の観点からということになりますので、私どもが行いますのは、市役所敷地内に作られた巣について行うことができるというふうになります。

○酒井委員

参考までにお伺いしたいのですが、市役所の敷地内という場合には、総務課から担当の部署に、市長の許可ということでそういった流れになっていくと思うのですが、前の例というのは、道路を渡って市役所の敷地内ではなくて、公園内に木があってそこに巣を作っているという場合があるのですけれども、そういった場合というのは、公園を所管する部署から市長にいつてということによろしいのかどうか、確認をいたします。

○（総務）総務課長

通りを渡って公園に入ったときということでございますが、まさに今年度あった例でございますが、市役所の図書館側の入り口から出て、通りを渡った向かい側の図書館の横の辺りの敷地です、そこにあります木に巣があったというケースがございました。それにつきましては、先ほど申し上げましたような、許可を受けた者というのが、私どもの市役所でいいますと、生活環境部生活安全課の職員が、その許可を受けた者というふうになりますので、その職員が駆除できるということになります。

通常、市役所の敷地内であれば、私ども総務課から生活安全課に依頼をして、駆除をすると、巢落としをしていただくという形になるのですが、このケースにつきましては、私どもから公園の所管であります建設部に連絡をして、連携を図りながら、最終的には生活環境部に依頼をして撤去したといったような経過がございます。

○酒井委員

大体、この流れについては見えてきたわけですが、言ってみれば、この市役所の敷地内であれば、総務課からそういったところに流れて生活環境部に依頼をして、市長の許可を得てという形になってくるのですけれども、改めて、

この巢落としまでの流れについて説明していただけますでしょうか。

○（総務）総務課長

巢落としといったような巢を駆除、撤去するようなことについての流れでございますが、最終的に行う権限、行いますのは許可を受けた者となりますので、市で申し上げますと、生活環境部生活安全課の職員。そちらが市内全域を行うということではなく、市役所ですとか公園ですとか、そういう市有施設の巢の駆除を行うことができます。それに依頼するというのは、市役所であれば私ども総務課から、公園であれば建設部からという、それぞれの所管から生活環境部生活安全課に依頼して撤去を行っていただくという流れになっております。

○酒井委員

それでは、これまでは市役所庁舎に関わって、このカラスの被害について、どういった意見や、また苦情などが寄せられ、また市役所としてどのような対応をしたのか、主なものについてお示しを願いたいと思います。

○（総務）総務課長

これまで寄せられました御意見、苦情等、それから対応ということでございますが、いただきました先ほどの質問と同様に、やはりカラスに襲われた、あるいは、白い買物袋を持っている方というのが、特にカラスの学習機能によるものなのか、襲われたりすることがございます。また、近隣のソフトクリームを持っている方が襲われているという話もお伺いするところであります。そういうことにつきまして、このカラスを何とかしてほしいといったような苦情が、私どもに寄せられているところで、対応といたしましては、先ほど申し上げました、生活安全課に依頼して、今年度につきましては、2件の巢の駆除、撤去を行ったところであります。

また、注意喚起ということが大切になりますので、構内、それから庁内の出入口付近に、看板やポスターを掲示するという対応を取っているところでございます。

○酒井委員

前に実際に通行人の方が次々と襲われているという状況になったときに、私も総務部に相談をして、何とかできないのだろうかという話を伺いました。そのときに、直ちにカラス注意の看板をつけて対応してくれました。ただ、看板をつけても、なかなか効果は出ないのですよね、カラスは別に看板を読めるわけではないですから、やはり来庁者が気をつけていくしかない。なぜかといいますと、結構、市役所に来庁される方というのは大体分かっているのですよね。白い袋を持っていたり、それからソフトクリームを持って歩いていたりすると、漏れなく襲われるということがあるから、やはり注意されるのです。でも、めったに市役所に来られない方というのは、そういう意識が薄いですから、今回のようなケースになってしまう。この看護高等専修学校の学生の方も、まさにそういった状況で、白いポリ袋をぶら下げていたところを襲われたというようなところであります。

先ほど、もう既に今年度2件、巢の撤去をやったということでもあります。やはり注意喚起していくということも私は大切ではあると思うのですけれども、何かほかにできることはないだろうか、注意喚起と駆除しかないということ、あとは自己で防衛するという事しかないのかと思うのですが、それについて何かお考えがあればお示ししていただけますでしょうか。

○（総務）総務課長

カラスの被害につきましては苦情も寄せられており、私どもとしても非常に対応に困っているというのが実態でございます。できることは行っているといったようなところが正直なところで、あと、どういう手を打てるかというようなところが考えているところでございます。実際のところ、先ほどから巢落とし、巢の駆除のことについてお話し申し上げておりますが、敷地内近隣の巢を撤去したといたしましても、その敷地から離れたところに、このところのお客様というのでしょうか、市民の方というのでしょうか、その方を目掛けて集まってくるカラスがおりましたら、そこにはなかなか打つ手がなく、対応に苦慮しているというのが実態でございます。

○酒井委員

やはりなかなか難しいのですよね。取れる対応は取っているということについては評価したいと思うのです。今回、こういうふうに質問したことによって、実際にけがをされたとか、もしくは、もうけがする寸前まで来ている状況にあった場合には対応を取ってくれることが、確認できて、それだけでも少し安心できるのかと思うのですけれども、その点についていかがでしょうか。

○（総務）総務課長

御質問当初にいただきました対応ができるかどうかということでありましたら、繰り返しになりますが、お話を聞いた段階で生活環境部に依頼をして、巢の駆除を行うことは可能でございます。

対策ということで申し上げさせていただきますと、これ以上の対応は何ができるかというところがあるのですが、巢落としてはあくまで一時的なものであるというのは、環境省から示されているマニュアルにも示されておりますように、全ての被害をなくすというのは、非常に難しい問題だと思っております。啓発、周知、それでいいのかというお話もございましたが、やはりそこにどうしても我々としては行くのかというふうに思っております。現在の対応といたしましては、市の広報誌、それからホームページでも対応について周知しているところでございますが、一人一人の方がカラスの特性を御理解いただき、自己防衛していただくというのがどうしても大切なこととなりますので、今後引き続き周知に努めていくとともに、新たな周知方法、例えば庁内放送でいらっしゃっている市民の方に訴えかけるといったようなことも含めて、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○酒井委員

ぜひ、よろしくお願ひしたいというふうに思うのです。春先に私が見たときに、十数羽のカラスがちょうどそちらの図書館側のところに群がって、襲ってくるというのを見たときには、もう本当に恐怖感を感じたのですね。いざれにしても市民に被害がないように、今回は被害は出てしまったわけなのですが、担当部署ともしっかり相談していくということが、やはり市役所の管理者として必要ではないかと思うのですけれども、その点、この項の最後に伺います。

○（総務）総務課長

担当部署との協議でございますが、担当部署といたしましては、最終的に私どもが駆除できる権限はございませんので、生活環境部生活安全課に依頼するという対応を、常に連携を取りながら行っておりまして、実際は、要請には十分対応していただいているという状況に現在でございます。

あとは、横の連携といたしまして、近隣、市のほかの部署、そういう所管のところとも連携を図りながら、発見したときには速やかに、巢に関しては対応できるというようなことを今後も続けてまいりたいと思っております。

○酒井委員

◎朝里中学校敷地内の建物について

次に、朝里中学校敷地内の建物についてお伺いいたします。

先日、地域の方から朝里中学校グラウンド一角にある建物についてお話がありました。かなり老朽化が進んでいて、あまり使われているようにも思えないと。窓はベニアで打ちつけられていて、このまま倒壊するのではないかとということで、見た目にもあまりよろしくないのではないかとという話もあって、ぜひそうしたことについて、対応をお願ひしたいというお話でありました。

ここでまずお伺いしたいのが、この朝里中学校敷地内の建物について、どこが管理している建物なのかお伺いをいたします。

○（教育）施設管理課長

朝里中学校の敷地にある建物となりますので、朝里中学校が管理している形になります。

○酒井委員

その地域の方にお話を聞きましたら、以前、地域の集会室としても活用されたことがあったという話も聞きました。それから、部活動の部室とか用具入れなどにも使われていたこともあったと聞きました。

どういった経緯で造られて、どのように使われてきたのか、分かる範囲で説明をしていただけないでしょうか。

○（教育）施設管理課長

昭和40年度に朝里土地区画整理事業事務所新築ということで、校地の一部を市に貸与する形で、市が事務所として新築したというふうになっております。46年度に事業終了予定でしたが、最終的には48年度ぐらいまでかかって終了したということで、49年度に部活動、運動部の部室などとして活用するために、市から無償譲渡ということで、普通財産から所管替えしております。現在につきましては、体育器具庫として利用しているという実態でございます。

○酒井委員

現在の利用状況では体育器具庫ということですが、地域の皆さんがお話するには、あまり使われていないよねという感じで、非常にぼろぼろだねという話なのです。これからも体育器具庫として利用されるのか、これからの利用予定についてはいかがかお伺いいたします。

○（教育）施設管理課長

学校とも確認した中で、現在は器具庫として活用しているということでございますので、直近で修繕という形での経歴はないのですが、これまでに外壁の修繕、屋根の雪止めの修繕、もしくは雪の重みによって倒壊しないようにということで、学校と連携しまして施設管理課でこれまで実施してきているのが実態でございます。

委員がおっしゃいますとおり、昭和45年度、46年度に建てられた建物になりますので、老朽化も進んでいることから、学校と今後の利用方法について協議していきたいというふうに考えてございます。

○酒井委員

ぜひ、協議をお願いしたいと思います。その地域の方は、使わないのだったら、やはり、しっかり壊すなりなんなりしてほしい、使うのだったらしっかり修繕してほしい、学校任せではなくて教育委員会もしっかりと連携して対応してほしいというお話でありました。先ほどのお話では、そういったことについても行っていくというお話でありましたので、ぜひよろしくをお願いしたいと思います。

◎学校跡利用について

次に、学校跡利用についてお伺いします。

今回、旧天神小学校について、一定程度の方向性が見えたということで、私はすごくよかったなと思います。ただ、その一方で、市内にたくさんの活用されていない学校跡というものがあるわけでありまして。

現在、契約管財課、それから教育委員会、それぞれで管理されているわけでありまして、現在どれくらいの施設があるのかどうかお伺いいたします。

○（総務）企画政策室津川主幹

現在跡利用の方針が決まっていなかった施設は、旧祝津小学校、旧塩谷中学校、旧北山中学校、旧末広中学校、旧天神小学校、旧松ヶ枝中学校、旧豊倉小学校の7施設でございます。このうち、旧天神小学校は、今回御報告したとおり、公共施設として活用する方針としたところでございます。

○酒井委員

説明されたとおりなのです。ただ、こうしてぼつぼつと活用が決まっていくというのがあるのですが、実際にはそれほど多くされていない。利用されそうところというのは、このように活用されるのですが、そうではないところはいつまでたっても活用されないのです。私はそれをすごく心配しております。市内の幾つかの学校跡でありますけれども、まずこれは活用されないだろうなと私は思うのです。

そこで、やはり方針をしっかりと決めていかないことには、なかなか進んでいかないのだろうと思うのです。住宅地にあるようなところ、しかも耐震化がされていない学校は、なかなか活用されないのではないかと。その一方で、そうではないところは、耐震化されているところは利用されていると。その辺について、どうしていくのが一番いいのかと思うのですけれども、なかなか難しい質問になってしまったのですが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室津川主幹

跡利用の検討につきましては、現在、平成30年12月の学校適正配置等調査特別委員会でお示しました「学校跡利用の検討の進め方について」のフローに沿って進めております。このフローでは、まず公共施設としての活用を検討しまして、公共施設の活用案がない場合はサウンディング型市場調査を実施し、提案の内容について、地域の発展や本市のまちづくりに寄与するかなどの検討を行います。ここで提案がない場合には、この次に売却も視野に入れた検討をしております。現状はこの流れに沿って庁内の検討を進めているところでございます。

○酒井委員

ぜひスピード感を持って、取り組んでいただきたいと思うのですが、それについていかがでしょうか。

○（総務）企画政策室津川主幹

現在跡利用の方針が決まっていない施設は、現在の耐震基準を満たしていない建物がほとんどでございます。そして、交通の利便性であるとか、用途制限などの様々な課題があります。なので、どうしても時間はかかっておりますが、一つ一つ着実に検討を進めていきたいと考えております。

○酒井委員

例えば学校を廃止されて、その後、校舎内の敷地内道路が通っているといった学校があります。ああいったところも、例えば、できるのであれば売却をして、それから一部には公園を造ってということでやれる形になれば、私は結構地域の方にとっても夢が広がる話ではないかと思うのです。ぜひ、先ほどスピード感を持って取り組んでほしいとお話ししましたが、市民が、学校はなくなったけれども、やはり引き続き便利でよかったねと思えるような跡利用について、本当に苦労は多いと思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎期日前投票所について

質問を移します。期日前投票所についてであります。

従前から、私は期日前投票所について、増やしていくべきだというお話をしておりました。その際には、期日前投票所を増やしていくことについては、なかなか難しいのだというお話がありましたけれども、引き続き議論を行っていくことではありましたが、現在の状況についてお伺いをいたします。

○選挙管理委員会事務局次長

本市では、平成28年に塩谷地区と銭函地区に期日前投票所を1か所ずつ増設しております。現在、その効果や利用実績等を検証してございまして、さらに期日前投票所を増設するという検討には至っておりません。

○酒井委員

直ちに増やしていくことには至っていないということでもあります。

ところで、先日の北海道新聞の石狩・当別版の地域面に移動式期日前投票所を導入するという記事が出されておりました。そこでは、投票所が統合されるということから、利便性を損なわないために期日前投票所を移動式で、ワゴン車でやってみようという話でありました。私はそれを見て、なるほどなと思ったわけでありました。

こういった導入について、小樽市選挙管理委員会として把握されているか、まず伺います。

○選挙管理委員会事務局次長

石狩市の件ですけれども、石狩市では投票所の立会人等の確保が困難になってきたことから、投票所の統廃合を行い、それに伴い、有権者の利便性維持のために、今回の移動式期日前投票所の導入に至ったと承知しております。

○酒井委員

ということは、把握されていたということだと思います。

それで、今回こういうふうに至った理由についてということで、石狩市は統廃合を行っているところでありますから、なかなか難しい面もあるのですけれども、そうはいつでも、投票所の統合に至ったのは、やはり管理者や立会人の確保が非常に困難だというのが理由だったのです。

では、小樽市はどうかといいますと、小樽市でもそういった管理者や立会人、特に立会人という形になると、本当に負担が大きいという方がいらっしゃるのです。従前から、私はこの当日の投票所を増やす考えか減らす考えかということで、減らすこともあり得るのではないかというお話があったのですけれども、その前に町内会などに話を聞くべきだというお話もいたしました。

実際の問題として、小樽市選挙管理委員会として、管理者や立会人、こういった方の生の声はつかまれているのか。もしつかまれていれば、その辺をお話ししていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

本市では、投票管理者は市の職員を充てております。

立会人の方については、選挙の際に町内会等の皆さんに依頼するときに、やはり皆さん、少し高齢化が進んでおきまして、なかなか大変だという声はその依頼のときに聞いているところでございます。

○酒井委員

そうなのですよね。立会人の方、何人かの方にお話を聞きました。やはり町内会長とかやられている方なのですが、正直言ってもうやりたくないのだという話を聞かされて、だけれども、やはりやらざるを得ないのだという話、本当に拘束時間が長いですから、そのことについては理解できるわけなのであります。

今回、この移動式期日前投票所について、直ちにこの小樽市に導入せよと言っているわけではないのです。ただ、小樽市も高齢化が進み、地域によっては本当に大変になってきているところがある。以前にその投票所について、減らすことについても考えてみてはという話をしたのですけれども、そのときにそういったことではなかったわけですが、いよいよそういったことも出てくる可能性は大いにあると思うのです。これを機会に、小樽市としても、この移動式期日前投票所について、研究をしてみる、導入せよと言っているわけではありません。研究してみるとということが、私は必要ではないかと思っておりますけれども、選挙管理委員会の考えをお伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長

移動式の期日前投票所につきましては、その多くは、委員おっしゃるように投票所の統廃合をきっかけに地域住民の利便性の低下を防ぐため、利便性の維持のために導入されているということでございます。本市においても、投票所の統廃合を行うとなったときには、今言いましたように、地域住民の利便性の維持のための一つの手段として、移動式の期日前投票所の導入について検討していくものというふう考えております。

また、今後、石狩市など移動式の期日前投票所を導入した自治体の実施結果等の情報収集を行ってまいりたいというふう考えております。

○酒井委員

しっかりと実施しているところの情報収集に努めていただきたいと思います。

◎議案第21号小樽市個人情報保護条例及び小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案について

最後に、議案第21号についてお伺いいたします。

今回の条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴うものであります。

そこで、このマイナンバーについては、我が党は一貫して反対をしております。それから、マイナンバーカード

についても非常に大きな問題があるのではないかとされておりまして。

そこでお伺いしたいのは、利用拡大がなされている中で、国からどのような情報が寄せられているのか、これについてお伺いいたします。

○（総務）情報システム課長

マイナンバーの今後の利活用に関する情報でございますが、今、プレ運用という形でやっておりますけれども、健康保険証とマイナンバーカードの一体化というお話。それから、マイナンバーカードを使って、マイナポータルという自分の情報を見るサイトがございますが、そこで自分の薬剤についての情報も閲覧できるようにしていくという話がございます。その他、自動車の運転免許証や教員の免許状などの方面でも活用していくというアナウンスが出ております。

○酒井委員

先日の北海道新聞に出された記事では、マイナンバーカードで通院1回1%というショッキングな数字が出されておりました。従前、このマイナンバーカードについての質問をした際に、健康保険証としても使える形になると言ったけれども、結局そういった不備の状況があって、延ばさざるを得なかったという状況があります。そして、この記事によれば、1%ということでもあります。

ところで、小樽市の医療機関の中で、マイナンバーカードを使って受診できるというようなことについて、どこが把握することになるのか示していただけますでしょうか。

○（総務）情報システム課長

その件につきましては、関係部局に確認したところ、把握している部署はありませんでした。

○酒井委員

驚きなのですね。テレビCMなどでは、マイナンバーカードが保険証として使えますということ、有名タレントがしきりに宣伝しているわけなのです。あれを見て、マイナンバーカードを作って持っていけば、病院にかかれれば保険証として使えるのだ、国が言っているのだから間違いないと思う方がたくさんいらっしゃると思うのです。でも、実際には、北海道新聞が報道したとおり現在1%で、さらに大きく進む見込みはなかなかない。私は、このマイナンバー制度そのものを、小樽市としてやめるべきだと思います。マイナンバーカードも含めてやめるべきだと思います。そういったことをしていくことが私は必要だと思いますけれども、小樽市の考えを最後に聞いて終わります。

○（総務）情報システム課長

マイナンバーの制度に関しましては、税、社会保障、災害対策の3分野で活動していくということで、国が法律を定めて運用しているものでありますので、市としても国の方針に従って運用していくことになろうかと思っております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

○松田委員

前の方と質問が重複したものについては、確認の意味ということでさせていただきます。

○北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の活用について

最初に、第3倉庫の活用について伺います。

第3倉庫の歴史的・文化的価値を国に聞くことも場合によっては検討するという代表質問での答弁でしたが、ここで言う場合とはどういったことを想定しているのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）企画政策室布主幹

今回、市として当面所有するという考え方は、文化的な価値と別に考えたことから、今後、必要があれば文化庁へ確認する場面も出てくると考えますが、今後の活用方法によっては、活用ミーティングからの中間報告に、国の登録有形文化財の登録を目指してはどうかと御提言をいただいておりますので、実際にそうした文化庁の制度を活用する際には、確認の必要もあるのかと考えております。

○松田委員

それで、歴史的・文化的価値というのは、専門的な知識や時代背景的な側面、同時代の建造物との兼ね合いもあり、すぐに回答が来ない場合も想定し、今後の議論の参考にするためにも早めに聞いておいたほうがよいのではないかと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室布主幹

市として、今後譲渡を受けて、保全・活用を検討する際に、文化庁への価値の確認が早急に必要になったという場合には適切に対処をしたいと考えております。

○松田委員

それで、第3倉庫は、市が譲渡を受けた場合、当面保全のみを行い、民間での活用や運営を探っていくということで、具体的には今月末に提出される活用ミーティング最終報告書を確認してから検討するという御答弁でしたけれども、回答期限が10月末ということから、検討するには時間がないので、市民の理解を得るよりも、まず市が所有することを優先するというで理解していいのか、その点について伺います。

○（総務）企画政策室布主幹

市民の皆様理解につきましては、本会議で市長からも御答弁させていただいたとおり、活用ミーティングが、市民意識醸成のために実施してきました見学会やオープン勉強会に多くの参加が得られまして、本市への直接の意見も含めて、多くの保全・活用を求める声をいただいておりますから、第3倉庫存続への期待の表れではと考えて、そうしたことも考慮して、時間がない中で市が所有する方向で検討することになったものでございます。

○松田委員

無償で譲渡を求める市の方針というのは、猶予期間が終わる10月末に、所有者に申出を行うとしても、この方針はもう既に何度も新聞報道やインターネットで配信されたり、また議会議論での経過も動画で配信されておりますので、所有者も既に分かっていると思われれます。建物は築年から年数が経過しているとはいえ、土地の広さからいっても、かなりの資産価値があることから、会社が無償で譲ることを了承したとしても、何らかの条件がつくのは必至です。それがどんな条件になるかは分かりませんが、その条件を飲んだ上で、無償譲渡であると思いますが、この点についての認識について伺います。

○（総務）企画政策室布主幹

現時点では、小樽市として所有者へ無償譲渡を正式にお願いする前の段階ですが、事務レベルの話合いの中では附帯条件があるとは聞いておりません。

○松田委員

それで、活用方針が決まるまで、およそ4年間を見込んでいたということでしたけれども、活用の申出を受けた場合は、相手先が市が負担してきた維持費等だけを上乘せし、市が所有者から無償譲渡を受けたように条件付きで譲渡するのか、現在の譲渡方針について伺います。

○（総務）企画政策室布主幹

現時点では、所有者へ回答前の段階でございます。また、活用ミーティングからの最終報告書もまだ提出はされ

ておりませんので、今後、市が譲渡を受けて開発者が現れた場合の譲渡条件については、今のところ庁内で議論はされておられません。

○松田委員

今から確認するのはおかしいのですが、もしも、この4年間で開発者が見つからなかった場合、市はどこまで責任を負うことになるのか、その点について伺います。

○（総務）企画政策室布主幹

今後、市で譲渡を受けた場合、その活用していただける開発者のリサーチを行っていきますけれども、民間での開発が進まず、市が継続して保全をするということも考えられますので、維持管理費の圧縮ですとか、効率的な修繕など、支出をまず抑えるということと、補助金やガバメントクラウドファンディングの活用など、財源の確保に組みながら、粘り強く開発者のリサーチを行ってまいりたいと考えております。

○松田委員

この第3倉庫については、多方面の方から注目されておりますので、しっかり議論して進んでいただければと思いますので、この点についてはこれで終わります。

◎学校跡利用について

次に、学校跡利用について伺います。

先ほど、旧天神小学校の跡利用の報告がされましたが、跡利用については、学校跡利用の基本的な考え方に基づき検討されてきたことであり、その内容は、公共施設としての利活用か、それが見込まれない場合は民間等による利活用が地域の発展等に寄与すると考えられる場合は売却や貸付けなどを検討するとなっていましたけれども、跡利用はあくまで公共施設を優先するといった考えでいいのか、その点について伺います。

○（総務）企画政策室津川主幹

跡利用の検討につきましては、平成30年12月の学校適正配置等調査特別委員会でお示した、学校跡利用の検討の進め方についてのフローに沿って進めております。その中では、第一に公共施設の活用を検討するとしております。現在もその考え方です。

○松田委員

今回の旧天神小学校については、公共施設として活用が検討されることになり、跡利用が決まるまで時間がかかりましたけれども、これまでに民間からの打診等がなかったのか、その点について伺います。

○（総務）企画政策室津川主幹

旧天神小学校につきましては、民間からの打診はこれまでございませんでした。

○松田委員

それで、学校跡地については、市民の共有財産として、全市的なまちづくりの視点で、地元関係者などからなる懇談会を地域ごとに開催し、利活用を検討するとなっておりましたけれども、旧天神小学校についてはどのくらい懇談会が開催されたのか、その点についてお示ししていただきたいと思っております。

○（総務）企画政策室津川主幹

平成30年3月に、旧天神小学校の閉校の際の説明会におきまして、私ども企画政策室も出席いたしまして、この際に学校跡利用の基本的な考え方について、御参加いただいた市民の皆様に御説明しているところです。

○松田委員

それで、閉校後、跡利用が決まらないままの学校は、現時点で何校あり、それぞれ閉校になってから何年経過しているのか、その点についてお伺いいたします。

○（総務）企画政策室津川主幹

現在、跡利用の方針が決まっていない施設は、旧天神小学校のほかに、旧祝津小学校、旧塩谷中学校、旧北山中

学校、旧末広中学校、旧松ヶ枝中学校、旧豊倉小学校の7施設になります。

閉校後の経過年数につきましては、旧天神小学校は3年5か月、旧祝津小学校は8年5か月、旧塩谷中学校は5年5か月、旧北山中学校と旧末広中学校は4年5か月、旧松ヶ枝中学校と旧豊倉小学校は1年5か月となっております。

○松田委員

それで、跡利用に向けたこの施設等で、サウンディング型市場調査を行った学校が数校あり、調査は既に終了しておりますけれども、利活用がされないまま今に至っています。今後また同様の調査を行い跡利用が見つかるまで探すのか、公共施設としての活用を模索するのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室津川主幹

先ほどお答えしました跡利用の検討につきましては、学校跡利用の検討の進め方についてのフローに沿って進めております。このフロー図では、まず公共施設として活用を検討する。公共施設の活用案がない場合にはサウンディング型市場調査を実施。そして提案の内容について、地域の発展、本市のまちづくりに寄与するかなどの検討を行います。このサウンディング型市場調査の提案がない場合は、売却も視野に入れた検討という流れになっています。現状はこの流れに沿いまして庁内検討を進めることとしております。

○松田委員

それでは、跡利用が決まらない学校について、維持管理費などの財政負担は現在までどのくらいになっているのか、その点について参考までに伺います。

○（財政）契約管財課長

跡利用が決まっていない学校について、閉校してから今年の8月末までの維持管理経費の概算額についてお答えします。

旧祝津小学校は通常の維持管理経費のほか、屋上防水工事費なども含んでおりますが、概算額は1,350万円となっております。旧塩谷中学校の概算額は620万円となっております。旧末広中学校の概算額は710万円となっております。旧北山中学校は通常の維持管理経費のほか、体育館の解体工事費なども含んでおりますが、概算額は4,320万円となっております。

○（教育）教育総務課長

現在、教育総務課が所管しております閉校した3校の維持管理について同様の条件で御説明いたします。

旧松ヶ枝中学校につきましては概算で170万円、旧豊倉小学校は概算で220万円、旧天神小学校は概算で270万円となっております。

○松田委員

すごくかかっているということで少し驚きました。

現在、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画は一時棚上げされていますので、跡利用を考える学校の増加はありませんけれども、学校跡地というのは相当程度の広い面積を有しており、また、小樽は坂の上に乗っている場合があることから、どうしても跡利用も限定されてくるのではないかと思います。跡利用についてそのほかに課題があるかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室津川主幹

課題として考えられますのは、坂の上に乗っているとかの交通の利便性以外に、一つは現在の耐震基準を満たしていない建物がほとんどで、跡利用のためには耐震改修のための費用負担が大きいこと。

二つ目としては、閉校施設に対する用途制限があるということになります。大きくはこの二つです。

○松田委員

ともかく地域の皆さんにとって学校は思い出の場所です。今後も解体されることなく一定程度そのままの形で利

活用できることを願っております。

◎移住施策について

次に、移住施策についてお聞かせ願いたいと思います。

昨日の予算特別委員会で、スマートフォンのアンケート調査は既存のシステムを使用するとのことでしたが、使用料などの経費はかからないのでしょうか。その点について聞くことを失念しましたので伺いたいと思います。

○（総務）企画政策室松尾主幹

このアンケートシステムは、使用料が無料のフリープランと、独自の質問項目の設定や他自治体との比較などが可能な月額5万円のベーシックプランの2種類があり、今回試験的に導入するものは無料で利用できるシステムとなっております。

○松田委員

安心しました。それで、スマートフォンを持っている方は比較的若い方が多いと思いますので、そうするとアンケートに答えてくれる方も若い方が多く、調査結果に偏りが出ないのか懸念しますが、これについてはどのような見解をお持ちなのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）企画政策室松尾主幹

今回のアンケートシステムの集計は年代ごとに集計を行いますので、調査結果に偏りが出ないと考えております。

第2期小樽市総合戦略では、特に若年層と子育て世代の社会減の抑制を重点項目としておりますので、仮に若年層や子育て世代の回答数が多い場合であっても、総合戦略を進めるための資料として活用ができるものと考えております。

今回は、昨日の予算特別委員会で松田委員への答弁のとおり試験導入でございますので、スマートフォンの利用状況や操作方法などにより年齢に偏りなどがあった場合の対処については、回答数や回答結果を検証し、今後の活用について研究してまいりたいと考えております。

○松田委員

このたびは移動してきたと分かっている方の意見を定期的に聞いたり、住み続けることができず再び小樽から離れていった方の意見も聞くなど、可能な限り追跡調査を行い今後の移住先の参考にしていただきたいと思いますけれども、その点を再度お聞かせ願いたいと思います。

○（総務）企画政策室松尾主幹

本市から転出された方の実態調査や追跡調査につきましては、令和2年には本市からの転出が3,600人、本市への転入が3,141人、合計で6,741人が移動しております。

この中から移住者の実態を把握し、追跡調査を行うことは難しいと考えておりますが、スマートフォンを利用したアンケートシステム「ゆくくるサーベイ」の中で、転入・転出の理由や小樽市への満足度などの設問もありますので、試験導入の結果を分析し、移住政策の参考になればと考えております。

○松田委員

昨日の答弁では、移住も転入も明確な差はないといった答弁をされておりました。そうすると移住政策の根本が崩れることになってしまいます。そうすると公の数字として押さえているのは、相談窓口に来て、なおかつ小樽に住所を移した方と各支援策を活用した方ということで捉えていいのか。他都市でも同様の扱いになっているのか、その点について伺いたいと思います。

○（総務）企画政策室松尾主幹

本市の移住者として公にしている数字は、企画政策室内の移住ワンストップ窓口を利用後に転入された方を移住者としてカウントしております。

他都市の状況についてですが、全国的に移住者の明確な定義づけがないため、どの市町村も苦慮しているものと考えております。

今年度に入りまして、本市の移住政策と移住先進地と言われている道内他都市との分析を現在行っております。その中で、その都市でも移住サポートセンターに相談の上移住したものを移住者として公の数字としているというところがございます。

○松田委員

とにかく移住施策については、人口減少対策の重要な鍵になっておりますので、またいろいろと工夫されながら、またスマートフォンのアンケートの状況によって分析して今後の糧にしていいただければと思います。

◎避難所運営マニュアル改訂案について

それでは次に、防災対策について伺います。

最初に避難所運営マニュアル改訂案について先ほど報告がありましたけれども、役割分担が示されておりましたが、それぞれこの避難所を担当するのかが不明だと、急な対応ができないこともあると思いますので、避難所ごとの研修会の必要性を感じますけれども、この点についてはどのように考えているのかお示ししていただきたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

避難所ごとの研修会につきましては必要なものと認識しておりますけれども、現在、発災時の状況により、どの避難所を開くか、またそこに配属される市職員も変わる場合もございますので、事前に62か所ある避難所ごとに研修会を開くことは現在のところ難しいものと考えております。

○松田委員

それで、避難所開設職員をあらかじめ指名しているということでしたけれども、誰が開設職員なのか、この避難所を利用するであろう町内会長等の役員に周知しておく必要はないのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

例年、町内会役員の方へは避難所開設職員の情報をお知らせしている状況でございます。

○松田委員

あとペットを連れて避難した方は、受付を終えた後、飼育場所を確保するまでの間、待機場所は確保されているのか。それとも場所が決まるまで外で待たせるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

ペットの屋内飼育場所につきまして、また、その待機する場所につきましては、施設の管理上の問題、また避難者の健康状態や精神的ストレスを考慮しますと、全ての避難所施設で屋内飼育が行えるか、これは難しいものと考えております。

しかしながら、屋内飼育に対応できる避難所を探すとともに、できるだけ外で待つ時間を少なくするための方策を今後も引き続き検討していきたいと思っております。

○松田委員

せっかくマニュアルはできたのですけれども、マニュアルには避難所における注意喚起など細部まで記入されておりますが、これは町内会長など避難指示があった場合に率先して避難所運営に携わっていただけるように、市職員以外の方に事前にこのマニュアルを配布して読んでおいてもらうようにできないのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

現在のところ、各避難所には避難所運営マニュアルを配備して、そこに配置しておくことにしておりますけれども、町内会長などへの配布は現在のところ考えていないというところがございます。

○松田委員

◎災害ボランティアについて

それでは次に、災害ボランティアについてお聞きします。

災害時に被災地以外の方から災害復興のために応援に駆けつけてくれる災害ボランティアがおりますけれども、北海道胆振東部地震のときには事前にその方々のマニュアルが整備されていなかったため、実際の活動が始まったのは地震発生から5日後だったということが報道されておりました。

災害ボランティアの事実上の担い手は社会福祉協議会ですけれども、実は人手不足のところが多くて、道内の社会福祉協議会のうち約6割がボランティアセンターの設置運営に必要なマニュアルが作成できていないということが分かり、残念ながら小樽市の社会福祉協議会もその中に入っておりました。

そのときのコメントでは、職員のうち2名が防災担当と兼務しているものの、福祉事業が優先で手が回らないというコメントを述べておりましたけれども、市としてこの点についてどのような認識をお持ちなのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

災害対策としましては、災害ボランティアセンターの設置に関するマニュアルなどは必要と認識しておりますので、今後におきましても相互に連携体制を取りながら協力してまいりたいというふうに考えております。

○松田委員

それで、国では昨年8月に災害ボランティアセンターの開設を支援するために、自治体からセンターの運営を受託することを条件に、センターの職員と応援スタッフの件数や旅費を補助する制度を新設しましたがけれども、道内の社会福祉協議会のうち市町村とセンター運営に関する協定を結んでいるのは約2割だと聞いております。小樽市は社会福祉協議会との協定を結んでいるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

小樽市社会福祉協議会との協定についてでございますけれども、平成30年11月20日に、災害時におけるボランティア活動に関する協定書を取り交わし、協定を締結しているところです。

協定の主な内容といたしましては、災害ボランティアセンターの設置及び運営に関しまして相互に協力し運営するものとなっております。経費の負担につきましても、必要な経費は小樽市が負担するというような内容を盛り込んでいるところです。

○松田委員

安心しました。ただ、もしかしたら、そういう制度があること自体を知らないのかもしれないと思っていましたけれども、北海道社会福祉協議会の方も自治体と社会福祉協議会の話合いが進んでいないと述べておりましたが、小樽市と社会福祉協議会では防災について定期的な話合いはされているのか、現状についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室進藤主幹

北海道胆振東部地震の後には、先ほど申しました協定に関してのことなども含めまして、社会福祉協議会と定期的に話し合いをしまして情報共有を行うような機会がありましたが、今年度につきましてはまだ行っていない状況であります。

○松田委員

今後しっかり話し合いをしていただきたいと思いますのですが、以前、災害時にボランティアの受入れ拠点となる小樽市総合福祉センターが耐震化されていないことを指摘させていただきましたが、このことについて災害時におけるボランティアセンターの設置場所についての変更等検討されたのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

ボランティアセンターには耐震構造であって、ある程度の広さを持つ建物と広さがある駐車スペースがある建物ということになります。現状、ほかに適当な場所を見いだすことができていない状況になっております。適地がないかどうか、庁内外から情報収集しまして今後も検討を続けてまいりたいと考えております。

○松田委員

災害時にボランティアセンターというのは拠点になることですから大事なものですので、しっかりその点について、変更等またいろいろと御検討願えればと思います。

今回の代表質問で、小樽における自主防災組織の活動カバー率が低い理由をお聞きしたところ、その理由の一つが過去に大きな災害経験がないため、地域によって防災意識に温度差があるという御答弁でした。ボランティアセンターの設置場所についても、マニュアルが未作成なのも、小樽市における防災意識が脆弱なことを物語っているように思います。

しかし、災害というのは、いつ、どんな状況下で発生するか分かりませんので、災害避難所運営マニュアルの改訂案が今回示されましたけれども、災害ボランティアマニュアルについてもしっかり策定できるように社会福祉協議会とじっくり話し合っていたいただきたいと思います。この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

災害ボランティアに関する協定を結んでおりますけれども、先ほど委員がおっしゃっていましたが具体的な運営マニュアルをつくっていないところが約6割というところに本市も入っております。作成できていない状況でございますので、市としても例えば先行して作っているボランティア運営マニュアルの情報を入手して、今後社会福祉協議会と連携を強化しながら制定に向けて協力してまいりたいというふうに考えています。

○松田委員

また、代表質問で御答弁にあったように防災意識醸成のための防災講習会や避難所の研修実地訓練などについては、今コロナ禍によって大勢集まることができない状態になっておりますけれども、代表参加にして実施したり、防災意識啓発のチラシ作成など、今できることから進めていただきたいと思います。その点についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室進藤主幹

今年度の予定ですけれども、昨年度は中止しております。冬期の避難所運営訓練を今年度、時期はまだ決まっていますが、冬期間に行おうというふうに考えています。

また、災害対策基本法が改正されまして避難情報に関することが大きく変わりましたので、その記事を中心とした防災のチラシといいますかリーフレットを作成いたしまして、近く全戸配布をするような予定となっております。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する措置の兼ね合いがありまして、先ほど申しました避難所運営訓練もどうなるか、まだ影響は少し図りかねますけれども、委員のおっしゃるとおり可能なところから着手して、防災意識の向上が少しでも進むように努めてまいりたいと思っております。

○松田委員

とにかく災害というのは忘れた頃にやってくると、本当に災害がないことには、これはもちろんみんなが願うことですが、でもやはりふだんやっていないことは実際に起きたときにできませんので、いろいろ訓練を行うなど、皆さんができることをしっかり今からやっていくと、やはり意識啓発が大事だと思いますので、その点についていろいろと御努力していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

◎市職員の心の健康調査について

それでは、次の質問をさせていただきます。

市職員の心の健康調査についてお聞きいたします。

数年前から職員のストレスチェックが義務づけられましたが、私はこのことに関連して本会議等で何回か質問させていただきました。そして、近年、精神疾患等で休職する職員が増加していることから、対応策を考えることを目的に、総務省では47都道府県全市町村を対象に自治体職員への心の健康に関する調査に乗り出したというふうに伺っております。

そこで伺いますけれども、市長部局で2020年度において精神疾患等で療養届が必要となる15日以上休んだ職員の人数が分かればお示ししていただきたいと思います。

○（総務）職員課長

市長部局で、令和2年度ということになりますけれども、精神疾患で療養届が必要となる15日以上休んだ職員の人数は19名となっております。

○松田委員

結構いるということで分かりました。

それで、自治体職員の健康づくりの支援に当たる一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会の抽出調査によりますと、精神疾患などで休む人は年々増加しており、また2019年度では1か月以上休んだ職員は過去最多となったと言っております。これは職員の数は減少続きなのに業務量は増大し、住民とじかに接する部署では精神的ストレスが多いとのことですが、市長部局における職員数の推移を20年前、10年前、そして本年3月末時点でお示ししていただくとともに、同じく市で把握している精神疾患で休んだ方の推移をお示ししていただき、相関関係の有無をお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）職員課長

20年前の平成13年度、10年前の23年度、5年前の28年度、本年3月末時点の市長部局の職員数ですが、それぞれ906名、704名、712名、719名となっております。

また、精神疾患で休んだ方の人数でございますけれども、先ほどと同じく療養届が提出される15日以上のお休みを取得した職員でお示しさせていただきますと、それぞれの年度で7名、7名、9名、19名となっており、職員数は20年前よりも減少、10年前、5年前よりも微増というような形になっておりますけれども、精神疾患の方は増加したという認識でございます。

○松田委員

やはり増加していると分かりました。

この総務省による調査結果につきましては、結果が出るまで少し時間がかかると思いますけれども、ともあれ調査を受けて、その傾向をしっかりと分析して、そういう疾患で苦しむ人がいないように、またみんなでフォローするとかしっかりと手を打っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎忍路地区小・中学校の併置校について

それでは、最後の質問をさせていただきます。

忍路地区小・中学校の今後の対応について伺いたいと思います。

これにつきましては先ほど御説明がありましたけれども、書面にて説明後、意見集約を行った結果、賛成が12件で反対がゼロであったことから、小・中学校の併置への理解をいただいたということで判断したということですが、賛成意見は保護者からの声が多かったのか、地域住民からの声が多かったのか、その部分については分かりますでしょうか。

○（教育）主幹

いただいた御意見の賛成の意見につきましては、地域住民の方からが多い結果となっております。

これは御意見の全体の件数が地域住民の方のほうが多くなっているためかと思っておりますけれども、これにつきましては保護者からの御意見については既に保護者説明会でいただいているため、地域の方の意見のほうが多くなって

いるものというふうに考えております。

○松田委員

保護者については、アンケート調査をする以前にいろいろと聞いていたため少ないということで見分かりました。

それで、併置校になることに對し、保護者もそうですけれども、やはり当事者である児童・生徒がどんなふうにいるのかと少し感じるものですから、当事者である児童・生徒の反応、そして地域外から通ってきている児童・生徒についての併置校に対する反応について、分かる範囲でお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）主幹

私ども、児童・生徒からの反応・意見など直接お聞きしておりませんが、これまで保護者からは小中併置を早く進めてほしいといった前向きな意見のほか、子供たちのコミュニケーション能力育成のため、オンラインや他校との交流機会をつくってはどうかといった意見、また、大規模校になじめない校区外の子供のために選択としてこの学校を残してほしい、小中併置で長く残ってほしいといったような御意見をお聞きしております。

○松田委員

あと、水を差すようで申し訳ありませんけれども、併置校になることで、先ほどの御説明ではメリットばかり強調されておりますが、デメリットはないのか、その点について伺いたいと思います。

○（教育）主幹

小中併置のデメリットにつきましては、小学校6年生にとっては最高学年としての意識が薄れることや、同じ校舎で進学しますので、進学の際に新鮮な気持ちが薄れることが考えられますので、6年生が最高学年として自覚できるように、例えば活動の中で意図的に役割を設けるなどといった工夫をすることが必要となります。

一方、中学生にとっては、小学校6年生がリーダーシップを取れるように活動の場面を工夫するなど、中学生と小学生と一緒に活動する場合には、これまでとは異なる配慮をした活動の方法などを工夫していく必要があります。

○松田委員

最後の質問ですけれども、今後は併置校にするための改修工事等を行っていくということですが、工期がちょうど冬期間にかかりますし、在校生がいたまま改修工事を進めるわけですけれども、授業に支障が出ないのか、また授業に支障がないように進めていただきたいと思いますが、この点について最後にお聞かせ願って私の質問を終わりたいと思います。

○（教育）主幹

ただいまの御質問ですが、今後校舎改修工事の施工業者が決まりましたら、協議をしながら学校の教育活動に支障のないよう配慮をしてみたいというふうに考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

中村岩雄委員に移します。

○中村（岩雄）委員

◎改正災害対策基本法に関連して

それでは、災害に関連しまして、まずは改正災害対策基本法に関連してお尋ねしてきたいと思います。

東日本大震災は平成23年ですか、それからはや10年がたち、また30年の北海道胆振東部地震からも、これも本当に記憶に新しいですが既に3年がたちました。いずれも本当に未曾有の被害をもたらした大災害でありますけれど

も、その後も本当に全国で多くの自然災害が発生しております。そういうことで、毎年9月1日は防災の日ということもありますので、防災に関連して何点かお伺いしていきます。

まず、本年5月に災害対策基本法が改正されまして、このことについてはいろいろ報道も繰り返しのようですが、最初に、改正されたその主な事項について、改めて、何が目的で、どのように改正されたのか、これを御説明ください。

○（総務）災害対策室進藤主幹

本年5月からの改正災害対策基本法の内容ですけれども、台風や集中豪雨などの自然災害時に市町村が今まで発令しておりました避難勧告というのが廃止されまして、避難指示に一本化されたというのが主な内容でございます。

少し警戒レベルの説明をさせていただきますけれども、警戒レベルは5段階で設定されておりまして、避難行動に関係する警戒度はレベル3以上となっております。レベル3が一般の方は避難準備、時間のかかる高齢者等は避難を始めるということになっていまして、レベル4は、避難勧告と緊急の場合の避難指示。レベル5は、もう既に災害が発生しておりまして、命を守る最善の行動を取るよう強くお知らせするというようなレベル3、4、5という区分けでございました。

今までのレベル4は、同じレベルでありながら避難勧告と避難指示、緊急の場合の避難指示というのが同じレベルで設定されておりまして、指定避難所への避難を勧奨するという避難勧告と、被害の危険性が高まった場合に直ちに避難するように伝える避難指示ということの違いや使い分けが非常に分かりにくく、避難勧告が出て住民が動かないで被災してしまうというような指摘もあったところです。

今回の改正の目的といたしましては、この避難勧告を廃止して避難指示に一本化することで、より早期に住民の避難行動を始めて促して、逃げ遅れを少なくする目的であるというふうに認識しています。

○中村（岩雄）委員

今まで避難勧告というこの言葉自体は報道など、あるいはニュースなどでよく聞いてきたわけですが、今度はこの避難勧告がなくなったということなのです。本州では、梅雨や台風の影響で河川が増水して氾濫するといった災害が多いわけですが、この勧告ではまさか自分のところは増水の影響はないだろうと思ってしまったり、あるいは、その避難のタイミングが遅れるというケースがよくあると言われておりました。住民の避難情報を発信する際には、より強いメッセージとして、勧告ではなくて避難指示にまとめたということなのだろうと思います。

これについて、住民周知はどのように行っているのでしょうか。

また、今後の予定などありましたらお知らせいただきたいと思います。

○（総務）災害対策室進藤主幹

住民周知ですけれども、6月下旬でありましたが、毎月1回FMおたるの番組内で訓練放送を行っておりまして、その際に災害対策室職員から避難指示の一本化について詳しく説明させていただきました。

このほか、広報おたるの9月号にも特集ページをいただき掲載しておりまして、今後、これとは別に災害備蓄品などの情報もまとめた1枚もののチラシ、リーフレットを作りまして全戸配布する予定でいるところであります。

○中村（岩雄）委員

チラシ、リーフレットを配布予定というのですけれども、これの対象は全戸ですね。全戸は何部ぐらいになるのでしょうか。

もう既に広報おたるの9月号に載っているわけですが、チラシの場合はいつ頃を予定、これは近々だと思うのです。そしてどのような方法、例えば新聞折り込みだとか、直接お届けするだとかというような、その辺の方法はどうか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

チラシの配布時期は、早ければ10月末ぐらいから開始しようと思って考えておりますが、配布方法につきましては、関係する方々にどういうふうにお願ひできるかを含めまして、今検討しているところであります。

○中村（岩雄）委員

防災に関しては、同じ情報であっても、やはり繰り返し繰り返し周知、何度もお知らせする必要があるのだろうというふうに思います。引き続き住民周知のほうよろしくお願ひしたいと思います。

◎災害に係る行方不明者の氏名公表について

次の質問に移ります。

行方不明者の氏名公表に関連して、今年の7月、梅雨前線の影響で東海地方また関東地方を中心に雨が長く降り続きまして、7月3日、静岡県熱海市最大規模な土石流が発生いたしました。毎日、報道が繰り返行われましたけれども、その映像も映し出されて、最大幅120メートル、長さ1キロメートル、約5万6,000立方メートルという大量の土砂が流れて、家屋の被害は約130棟に及んだと。これまでに26名の方がお亡くなりになり、なおかつ今も行方が分からない方がお一人いらっしゃるといふふうに聞いております。非常に痛ましい災害であります。

地震や土砂崩れなどで建物の下敷きになったり、土砂に埋もれたりした場合に、災害発生後72時間を超えると、例えば脱水症状、あるいは低体温症、そういうリスクがどんどん高まって被災者の生存率が急激に下がるというふうに言われております。当然のことですけれども、命を助ける、救うためには、いかに早期に生存者を発見して救助できるか、これに尽きるかと思うのです。

熱海市では、災害発生直後から自宅が土砂に流されたと見られる安否不明者についての情報、これが大変混乱いたしました。そして、救助活動が難航したというように報道されております。熱海市はその住民基本台帳を基にして安否の把握ができていない64名の方の氏名や性別の公表に踏み切ったということですが、その公表した直後から、対象者の親族や知人から大変多くの情報が次々と寄せられたと。そして、無事が確認できたという、そういう事例も多々あったと。この中には、直接本人から無事を知らせる連絡も電話もあったということを知っております。これによって被災状況の把握が急速に進んで、搜索範囲を絞り込むことができた。そして、救助作業の効率化が図られたという報道もされております。

ただ、この行方不明者の公表についてですけれども、いろいろと懸念される事項もあると聞いております。新聞報道では、例えば2018年の西日本豪雨においては、広島県、岡山県などをはじめとして広範囲で最終的には死者263名、行方不明者8名、そして、住居の全壊が何と6,000棟以上、そういう大きな被害が発生しました。このときに、この行方不明者の公表について、それぞれの自治体の対応が分かれたとお聞きしております。当時のその対応が分かれたという理由、どのような理由で、あるいはその県によってどのように対応が分かれたのか、これを分かる範囲で御説明いただきたいと思ひます。

○（総務）災害対策室進藤主幹

西日本豪雨のときの行方不明者の氏名の公表ということですが、新聞報道によりますと、ある県では今回の熱海市と同様に連絡が取れない方、数十名の氏名を発表しまして、多くの情報提供を受けて安否確認ができた一方で、別の県では、氏名の一部などの公表にとどまったり、また、家族からの同意が得られないということで、プライバシーの尊重、個人情報保護の理由で全面的に非公表とした県もあるというふうにと報道で見えております。

小樽市も含めまして、多くの自治体で個人情報保護条例というものを制定しておりますけれども、保有する個人情報情報を外部へ提供することは原則禁止ですが、人の生命や身体または財産の保護のために緊急の必要がある場合は、例外としてですけれども外部へ情報提供することができるというような例外規定が設けられています。

災害時の死者や行方不明者の氏名の公表をするかどうかというのは、2018年当時ですけれども、国の統一基準もなく、各自治体の判断に委ねられていたため、個人情報保護との兼ね合いで対応が分かれたものであるというふう

に認識をしております。

○中村（岩雄）委員

それでは、この小樽市での氏名公表の対応について、現状ではどのような取扱いになっておりますか、お知らせください。

○（総務）災害対策室進藤主幹

本市におきましては、死者や行方不明者の方の氏名の公表につきましては、明確な方針を定めた指針というのは作成していなかったというのが実情であります。

実際に大規模災害が起きたら速やかな対応を行う必要がありますので、道や周辺自治体の状況を参考にしながら、今後方針の作成を検討する必要があるというふうには考えております。

○中村（岩雄）委員

作成していなかったけれども、今後の方針の作成を検討するということですね。

災害発生の後72時間、これが一つの線だと思っておりますけれども、これを超える前に搜索場所を絞って、効率的な行方不明者の救助活動を行うためには、やはり災害が起きてから例えば2日目くらいには氏名の公表に踏み切るということかと。そして、それを行わなければ72時間にどうしても間に合わなくなってしまうと思います。平時のうちに、このような場合はどういった取扱いにしていくのか、これをしっかり定めておく必要があるのではないかと思います。

そこで、再度確認しますが、小樽市として大規模災害時に行方不明者の氏名公表を行うことを想定して、その指針をつくっていくのかどうか。それとも、個人情報保護で公表を控えることになるのか。この辺りの今お考えのことをお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）災害対策室進藤主幹

8月末に北海道が、大規模災害時の死者・行方不明者の氏名公表の扱いに関する方針案というのを定めておりまして、家族の同意を基本として、亡くなられた方の公表は同意が得られた場合のみとする一方で、行方不明者につきましては、DVの被害者で住民基本台帳の閲覧制限がかけられている場合を除きまして、緊急時に限っては同意を待たずに公表するというような方針となっております。

北海道全部で統一的な取扱いがされることが望ましいのではないかと思いますので、基本的には我々も指針をつくらなければならないと思っておりますが、道の指針に沿った内容で検討していくことになるかと考えています。

○中村（岩雄）委員

本市でいつ大きな災害が起きるかどうかというのは本当に不確かですが、災害時の対応はとにかく迅速、これに尽きるかと思えます。災害対策の訓練にも様々な種類があると思えますけれども、毎年実施されている市の総合防災訓練、実際に救助活動をする実働訓練を行っていること承知しておりますが、この行方不明者の公表一つとっても、例えば対象者の絞り出し、公表方法など、あらかじめ決めておかなければならない、まだまだ細かいことがたくさんあると思えます。ぜひ、今後も訓練を積み重ねられまして、災害対応力を強化していただきたいと思います。

○（総務）災害対策室進藤主幹

総合防災訓練のお話をいただきまして、代表質問などでもいろいろ、我々もまだ訓練の途上で、いろいろなパターンの訓練を積み重ねていくというふうに決意を新たにしているところでございますので、今後も着実に災害対応力を積み重ねて、5年後、10年後、どんな災害があるのか分かりませんので研究して検討していきたいというふうに考えています。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時44分

再開 午後5時15分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○高木委員

それでは、陳情第26号「小樽市はコンパクトシティを目指す」との明言方について、不採択の立場で討論いたします。

市長からも、これまでの議論の中でコンパクトシティに取り組むと答弁をいただいていますし、第7次小樽市総合計画、また、その後に策定した第2次小樽市都市計画マスタープランに基づき、市の分散された市街地の状況を踏まえて、今後の効率的なまちづくりを目指し、コンパクトシティだけではなく、コンパクト・プラス・ネットワークという視点で既に立地適正化計画の策定を進め、コンパクトシティの形成に取り組んでいることから、願意は既に満たされていると判断し、不採択といたします。

以上、各委員の賛同をお願い申し上げ、討論といたします。

○酒井委員

日本共産党を代表して、議案第27号は可決、議案第21号は否決、陳情第8号、陳情第11号第3項目の2、陳情第15号は採択、陳情第13号、陳情第26号は不採択の立場で討論を行います。

議案第27号小樽市非核港湾条例案です。政府は核兵器禁止条約に調印、批准をしない立場です。したがって、小樽市独自の非核港湾の取組が必要です。

議案第21号小樽市個人情報保護条例及び小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案です。日本共産党は、マイナンバー制度自体に反対をしております。そもそもマイナンバー制度はシステム自体が不完全なまま始まり、インターネットによる個人情報漏えい事件などが次々と噴出しています。また、大部分が国の予算で進められるとはいえ、法改正のたびに多額の費用をかけシステム改修を繰り返す無駄遣いと市民の安全とプライバシーを危険にさらすマイナンバー制度の推進をするべきではありません。

陳情第8号JR小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方についてです。津波対策として整備している実態があります。

陳情第11号公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第3項目の2（生涯学習プラザなど）]です。生涯学習プラザについて、利用者の要望を尊重することは当然であり、託児所設置の検討もあり得ることです。

陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方についてです。小樽市は、公設でフリースクールを設置することは不可能です。

陳情第26号「小樽市はコンパクトシティを目指す」との明言方についてです。陳情者は、市内の無駄をなくすとおっしゃっていました。しかし、市民に必要なものまで無駄にされてはなりません。このように無駄とは主観的なものです。陳情者の考えるコンパクトシティと本市の考えが一致していないため、その方向で努力とはならず不採択とするものです。

以上を申し上げ、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第26号について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(起立者なし)

○委員長

起立なし。

よって、陳情は不採択と決しました。

次に、議案第27号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

次に、陳情第8号及び陳情第13号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第15号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第21号及び陳情第11号第3項目の2について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情は継続審査と、それぞれ決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。